

恵那市の環境

平成19年版

恵 那 市

はしがき

本書は、恵那市環境基本条例第8条に基づく年次報告書として、主に平成18年度の当市の環境の状況や環境の保全と創出に関する施策についてまとめたものです。

ご高覧いただき、環境問題に対する認識を深めていただく一助になれば幸いです。

平成20年3月

恵那市水道環境部環境課

もくじ

第1章 市勢概況	4
(1) 地勢	4
(2) 人口・世帯の推移	4
(3) 土地利用状況	5
(4) 気象の概況	5
第2章 環境保全に向けた取り組み	6
1. 恵那市環境基本計画	6
(1) 環境基本計画の概要	6
(2) 環境基本計画の体系	7
(3) 将来像を実現するために	8
2. 恵那市地球温暖化防止実行計画	18
(1) 計画の背景と目的	18
(2) 計画の基本的事項	18
(3) 温室効果ガス排出量の現状	19
(4) 削減目標	20
第3章 恵那市の環境の現状	22
1. 大気環境	22
(1) 大気汚染に係る環境基準	22
(2) 大気汚染の現況	23
(3) 大気汚染に係る排出規制	25
(4) 発生源の監視・指導	26
2. 水環境	27
(1) 水質汚濁に係る環境基準	27
(2) 河川水質の現況	29
(3) 河川底質汚濁の現況	34
(4) 水質汚濁に係る排水規制	34
(5) 発生源の監視・指導	36
(6) 食用廃油の回収	37
3. 騒音・振動	38
騒音	38
(1) 騒音に係る環境基準	38
(2) 騒音の現況	39
(3) 騒音に係る規制基準	40
(4) 発生源の監視・指導	44
振動	45
(1) 振動に係る規制基準	45
(2) 発生源の監視・指導	46

4. 悪臭.....	47
(1) 悪臭に係る規制基準.....	47
5. ダイオキシン類.....	50
(1) 大気・土壌ダイオキシン類測定結果.....	50
6. 廃棄物とリサイクル.....	51
(1) 平成 18 年度のごみ処理.....	51
(2) ごみの排出とリサイクルの推移.....	52
(3) ごみの減量化に向けた取り組み.....	54
(4) ごみ処理施設の状況.....	57
(5) し尿処理.....	58
(6) 廃棄物処理と手数料の変遷.....	59
7. 公害苦情と不法投棄.....	61
(1) 公害苦情の内訳.....	61
(2) 不法投棄対策.....	61
第 4 章 資料.....	63
1. 条例、規則、要綱集.....	63
○恵那市環境基本条例.....	63
○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	67
○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則.....	71
○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例.....	79
○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則.....	82
○恵那市あき地の環境保全に関する条例.....	83
○恵那市あき地の環境保全に関する条例施行規則.....	84
○恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱.....	85
○恵那市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱.....	86
○恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱.....	87
2. 騒音・振動に係る特定施設と届出.....	89
3. ごみ処理と手数料の変遷（旧恵那市）.....	92

第 1 章 市勢概況

（１）地勢

恵那市は、岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村・根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県（豊田市）、北は加茂郡八百津町・白川町に接しています。

市域は、東西 32km、南北 36km、面積は 504.19km²で、その約 78%を山林が占めています。海拔は 179mから 1,709mで、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800mから 1,200m前後の山々が連なり、市街地の北部を木曽の御岳を源とする木曽川が、また南部には長野・岐阜・愛知の 3 県を流れる矢作川があり、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋気象の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雨量は少量。年間を通じて比較的安定した気候です。

位置と面積

東経 137 度 36 分（上矢作町合川）～137 度 15 分（飯地町川平）
北緯 35 度 13 分（串原矢作川）～35 度 32 分（中野方町字高峰）
海拔 179m～1,709m
面積 504.19km²
東西 32km
南北 36km

市役所の位置

東経 137 度 24 分 57 秒
北緯 35 度 26 分 46 秒
海拔 278.5m

（２）人口・世帯の推移

〔表 1－1〕住民基本台帳による人口と世帯数の推移

区分	世帯数	男（人）	女（人）	総数（人）
平成 15 年	18,011	27,825	29,722	57,547
平成 16 年	18,111	27,634	29,477	57,111
平成 17 年	18,257	27,454	29,278	56,732
平成 18 年	18,621	27,542	29,398	56,940
平成 19 年	18,799	27,398	29,315	56,713

各年 3 月 31 日現在、外国人登録を含む
合併前の数値は各市町村の合算値による

(3) 土地利用状況

[表 1 - 2] 地目別土地面積

単位 : ha

総面積	耕地	森林	原野	宅地	雑種地	その他
50,419	3,821	26,754	922	1,203	11,100	6,619

平成 18 年 1 月 1 日現在

平成 18 年版恵那市統計書

(4) 気象の概況

[表 1 - 3] 年別の気温と降水量の状況

区分	最高気温	最低気温	平均気温	年間降水量	1 ml 以上の降水日数
平成 13 年	37.6℃	-7.9℃	13.5℃	1,381mm	126 日
平成 14 年	35.9℃	-6.9℃	13.8℃	1,299mm	122 日
平成 15 年	34.2℃	-9.4℃	13.1℃	2,156mm	137 日
平成 16 年	35.9℃	-7.5℃	13.9℃	2,167mm	131 日
平成 17 年	35.0℃	-8.4℃	13.4℃	1,313mm	127 日
平成 18 年	34.9℃	-8.4℃	13.6℃	1,538mm	133 日

観測地点 : 恵那消防署

平成 18 年版恵那市統計書

[表 1 - 4] 平成 18 年の月別風速、雨量、気温の状況

	最大風速 (m/SEC)	降雨日数 (日)	雨量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)
1 月	6.7	5	47	1.2	13.3	-8.4
2 月	6.1	9	107	3.7	18.3	-8.1
3 月	7.8	13	126	5.5	18.2	-5.0
4 月	8.3	10	106	10.9	23.1	-2.6
5 月	6.9	14	173	17.4	28.8	2.9
6 月	6.0	10	138	21.8	32.9	12.2
7 月	6.7	18	374	24.5	34.9	18.5
8 月	4.4	5	14	26.6	32.8	22.0
9 月	7.9	16	189	21.7	31.0	11.7
10 月	9.7	11	104	15.5	24.0	6.1
11 月	8.2	14	79	10.4	22.5	-0.2
12 月	8.0	8	81	4.8	14.4	-5.4

平成 18 年版恵那市統計書

第2章 環境保全に向けた取り組み

1. 恵那市環境基本計画

(1) 環境基本計画の概要

＜計画の位置付け＞

恵那市環境基本条例に基づき、恵那市総合計画の環境に関する部分について、計画的に将来像の実現を目指すために策定しました。

＜計画の実施期間＞

計画の目標は平成 27 年度とし、平成 22 年度と平成 27 年度に実施状況を確認し、状況に応じて必要な部分の見直しを行うこととします。

＜計画の実施主体＞

恵那市民、恵那市で事業を行う事業者および恵那市にかかわる行政機関・各種団体が実施していきます。

＜将来像と重点テーマ＞

恵那市の環境の将来像

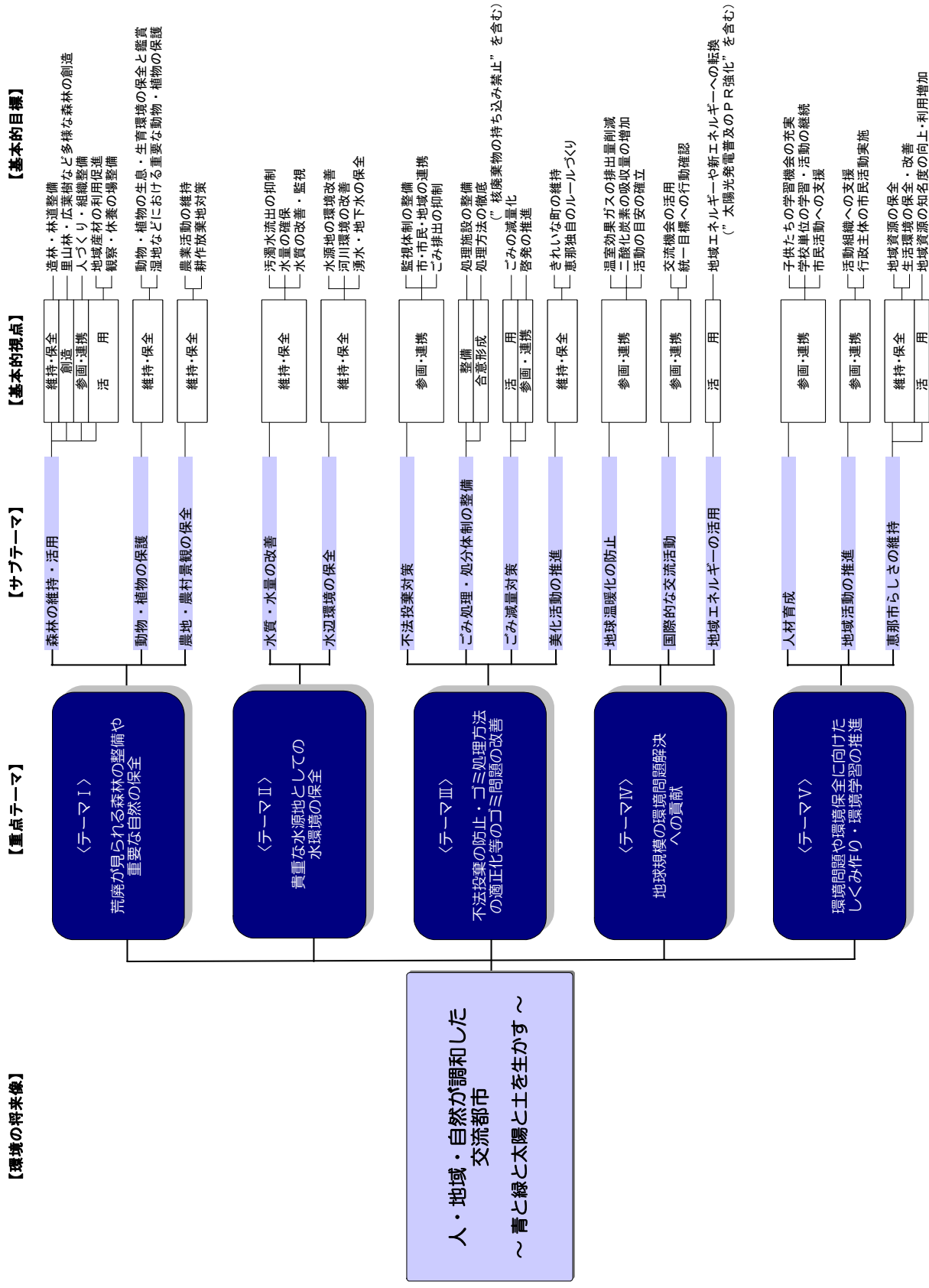
人・地域・自然が調和した交流都市

～青と緑と太陽と土を生かす～

重点テーマ

- ①荒廃が見られる森林の整備や重要な自然の保全
- ②貴重な水源地としての水環境の保全
- ③不法投棄の防止・ごみ処理方法の適正化等のごみ問題の改善
- ④地球規模の環境問題解決への貢献
- ⑤環境問題や環境保全に向けたしくみ作り・環境学習の推進

(2) 環境基本計画の体系



(3) 将来像を実現するために

恵那市の自然や文化など多様な環境要素を保全・活用するためには、市だけでなく、市民や事業者らが連携し、総合的に取り組む必要があります。

市内全域の共通する問題について、行政である市の機関が行う取り組み、市民や事業者の協力が必要な取り組みを整理しました。

重点テーマ① 荒廃が見られる森林の整備や重要な自然の保全

恵那市には、日本を代表する農山漁村の美しい景観として表彰されている地区があります。また湿地などには、全国的にも重要な動植物が見られます。しかし、市面積の約8割を占める森林は、荒廃が目立つなどの課題もあります。森林や重要な自然を良好な状態に維持・改善していくことが求められています。

①ー1 森林の維持・活用		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
造林・林道整備	◆森林の現況調査や歩道の整備などの活動を行います。 ◆民有林の維持・管理を行います。	◆災害や地球温暖化防止のため、間伐を進め、間伐などのための林道整備を進めます。
里山林・広葉樹など多様な森林の創造	◆庭など身近な空間において植栽を行います。 ◆グリーンピア恵那の跡地などの里山整備に関する検討会などに参加します。	◆市所有林については、樹種の転換も含め、適正な森林の確保へ向けて維持管理を行います。 ◆グリーンピア恵那の跡地などにおいて市民参加による里山整備を検討します。 ◆森林の樹種の転換などについては、「えなの森林づくり推進委員会」において検討します。
人づくり・組織整備	◆森林環境ボランティア、リーダー、サポーターとして、森林整備を進めます。 ◆他組織と連絡を取り合い、より効果的な活動を実施します。 ◆森林組合は市民参加による森の観察会や森づくりイベントなどを積極的に開催します。 ◆市民は森林組合などが主催する森林関係のイベントに参加します。	◆森林整備および森林環境ボランティア、リーダー、サポーター制度に関して、「えなの森林づくり推進委員会」における検討も踏まえて、内容の見直しを行います。また、制度について、HPなどによりPRをし、他地域における事例などについての勉強会を実施します。
地域産材の利用促進	◆住宅建築の際には、県産材・恵那産材を使用します。	◆森林から安定して効率的に木材を搬出するため関係事業者の活動を支援します。 ◆恵那ヒノキ・東濃ヒノキのブランド化や切り出した間伐材の有効利用の方法などについて「えなの森林づくり推進委員会」において検討をします。 ◆公共事業などには県産材・恵那産材を使用します。
観察・休養の場整備	◆動物・植物観察会に参加します。 ◆総合学習の場や企業研修の場として森林を活用します。	◆「癒し」としての森林の価値を見直し、深呼吸ができる森林（森林浴）を整理します。 ◆森林における動物・植物観察会を開催し、教育機関や企業の研修の場として活用できるしくみをつくります。

取り組みの目標

項目	現況	平成22年度までに	平成27年度までに
人工林間伐面積	—	3,680ha (平成18～22年度合計)	5,680ha (平成18～27年度合計)
林道の整備	—	整備計画の策定・一部実施	整備計画の達成
森林に関する学習を実施している学校数（小中学校）	11校/23校	17校/23校	23校/23校

①－２ 動物・植物の保護		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
動物・植物の生息・生育環境の保全と観賞	◆恵那市の資源として、観察に係るコースや観察時期などの情報を整理します。 ◆環境要素の分布などの調査に積極的に参加します。	◆樹林地や湿地など環境要素の分布に関して調査を実施します。また、調査で確認された環境要素について定期的な点検を行い、必要に応じて対策を検討します。 ◆外来生物の生息・生育状況について調査を実施します。 ◆本来の環境を保全するため、外来生物の拡大防止に向けて必要な対策（駆除など）を適宜実施します。 ◆動物・植物の分布状況を、観光ルート（トコトコぼんちゃん走行時など）や観光マップ（ウォーキングマップなど）で紹介できるように、関係機関に働きかけます。
湿地などにおける重要な動物・植物の保護	◆市の機関と連携し、貴重な動物・植物の現況調査に協力します。 ◆恵那市に生息・生育する動物・植物のうち、国・県のレッドデータブックに記載されている種や市としての重要種の現状を理解し、保護活動を行います。	◆天然記念物やレッドデータブック掲載種について、定期的な現況調査を実施し、調査結果の公表方法について検討します。 ◆専門家の指導を受け、恵那市に生息・生育する動物・植物のうち、国・県のレッドデータブックに記載されている種および市としての重要種（市内で特に重要視する種）の保全のために条例をつくり、必要な保全対策を実施します。

①－３ 農地・農村景観の保全		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
農業活動の維持	◆恵那市のすぐれた農村景観の価値を正確に理解します。 ◆生産者の分かる地元産農作物の選択購入を進めます。 ◆地域営農組合などの設立により、省力化や効率化を進めます。 ◆不耕起栽培の実験を進めます。 ◆農業体験に参加します。 ◆土地改良区が行うサポート隊登録制度や恵那農業高校との共同作業による農道整備など、地域や他機関と連携した農地管理を行います。	◆農業活動の持続により保全される優れた農村景観の保全や育成に向けて取り組みます。 ◆農村景観の重要な要素として、農地の保全にあわせ、ため池の維持管理に取り組みます。 ◆５年間以上継続される農業生産活動などに対して直接支払交付金を交付します。 ◆国が行う「農地・水・環境保全向上対策」（農林水産省）などの農業を通じた環境保全事業に積極的に取り組みます。 ◆地形など多様な条件で展開される農業の実状を踏まえ、地域の特性に応じた農業施策を検討します。 ◆環境に配慮した農業として、不耕起栽培や資源循環型農業を進めるしくみづくりを行います。 ◆転作水田による野菜栽培について、検討します。 ◆グリーンツーリズムの推進や交流施設を整備します。 ◆定年帰農やＩターン、Ｊターンなど、広く農業の担い手の確保に努めます。
耕作放棄地対策	◆耕作放棄地所有者への個別聞き取り調査結果に基づき、個別の実状にあった対策計画を作成します。	◆定年帰農の実現を目標に、市内外の方に農地や空き家の提供を計画します。 ◆耕作放棄地について、農業の担い手への集積を進めます。 ◆市内非農家への家庭菜園利用推進を検討します。 ◆遊休地のビオトープづくりについて検討します。

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
まちなみ・景観の保全と整備の満足度（市民意識調査）	24.4%	40%	50%
耕作放棄地面積	298ha	298ha	298ha
農業体験交流人口	195 人/年	300 人/年	500 人/年
農地・水・環境保全向上対策事業の適用	—	事業の実施	拡大

重点テーマ② 重要な水源地としての水環境の保全

恵那市は木曽川、土岐川、矢作川といった複数の河川の上流域に位置し、水源地として下流域の人々ともつながっています。私たちには、生命を育む大切な水環境を良好な状態で維持する責任があります。

②-1 水質・水量の改善		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
汚濁水流出の抑制	◆家庭でできる排水の汚濁負荷の削減方法、栄養分を多く含んだ水（米のとぎ汁など）の活用方法について学び、その方法を実行します。 ◆公共下水道が整備されていない地域では、合併浄化槽の設置を行います。 ◆畜産業者は環境と調和のとれた経営に努めます。	◆公共下水道や集落排水施設の整備を行うとともに、加入促進を行います。合併浄化槽設置に伴う補助を継続します。 ◆畜産環境施設補助金の利用に関してPRを強化します。 ◆下水処理において高度処理整備の導入について検討を進めます。
水量の確保	◆水利組合を通じて、水の効率的な利用を進めます。	◆水利用と河川の水量確保の視点から、現況での水利用の実態を把握し、効率的な水利用へ向けて検討を進めます。
水質の改善・監視	◆家庭からの排水を減らすとともに、油分を出さないなどの適正処理を行います。 ◆著しい汚染がみられる場所などにおいて、空芯菜栽培などの水質改善運動に協力・参加します。 ◆工場排水について、水質向上のための研究開発に努めます。	◆河川、大気などについて定期的に検査を行います。 ◆工場排水を監視し、必要に応じて指導を行います。 ◆ダム管理者との連携の強化を図り飲用水の水質管理に努めます。

取り組みの目標

項目		現況	平成22年度までに	平成27年度までに
水洗化率		64.0%	80%	95%
合併浄化槽普及率		49.3%	75%	90%
水道使用量	1人当たり	1人当たり 10.17m ³ /月	1人当たり 10.11m ³ /月	1人当たり 10.04m ³ /月
	簡易水道（生活用）	1人当たり 6.68m ³ /月	1人当たり 6.43m ³ /月	1人当たり 6.40m ³ /月
	簡易水道（その他）	年間 357,533m ³	年間 359,472m ³	年間 342,547m ³
阿木川下流部の水質改善（類型）		C類型	C類型	B類型

②-2 水辺環境の保全		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
水源地の環境改善	◆山林パトロール隊を結成し、不法投棄に対する監視を強化します。 ◆広葉樹の植林を行います。 ◆流域自治体・市民との連携による水質の浄化ネットワークづくりに参加します。	◆矢作川水源基金などの利用により、他地域との連携による水源林対策を進めます。 ◆流域自治体・市民との連携により水質の浄化ネットワークづくりを行います。
河川環境の改善	◆河川環境の指標であるホタルに関する保全活動を進めます。 ◆市民団体や地域単位での河川清掃を継続して実施します。	◆河川整備を行う際には、河川の動物・植物の生態にも配慮します。 ◆河川環境の保全に向けて、ホタルの生息状況を市全域における共通の指標とします。
湧水・地下水の保全	◆雨水の浸透設備や貯留設備などの設置を検討するとともに、花の水やりに雨水を利用するなど、本来の水循環に心がけます。	◆雨水の浸透設備や貯留設備などの整備について検討します。 ◆湧水マップを作成し、水源である湧水を絶やさないように定期的に確認を行います。

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
ぎふふるさとの水辺認定個所	1 カ所	3 カ所	5 カ所

重点テーマ③ 不法投棄の防止・ごみ処理方法の適正化等のごみ問題の改善

恵那市でもごみの不法投棄が問題となっています。また生活から生まれるさまざまなごみの適正な分別・処理を進めるとともに、ごみの発生自体を減らすことも大切です。

③－１ 不法投棄対策		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
監視体制の整備	◆地域や企業によるパトロール体制を強化します。 ◆防犯活動や他の地域活動と連携して監視を行います。	◆不法投棄防止啓発用看板や監視カメラを、各所に設置します。 ◆カメラ付き携帯電話による不法投棄通報システムを確立します。
市・市民・地域の連携	◆不法投棄の状況を市役所へ通報します。 ◆「廃棄物の不法投棄などの情報提供に関する覚書」に従い、集配郵便局は不法投棄などの情報を市役所へ提供します。 ◆地域や企業は、積極的に美化活動を行い、不法投棄をされない環境づくりに努めます。	◆市民監視に基づく行政指導を精力的に行い、県・他地域・警察とも連携し、撲滅を目指します。 ◆現在県と連携し行っている砂防指定地内のパトロール、振興局が行っているスカイパトロールなど、県との連携を強化します。 ◆不法投棄の実行者の特定および不法投棄の拡大防止に向けて、周辺自治体と迅速かつ密に情報のやりとりができるよう定期的な連絡会を開催するとともに、マスコミへの情報提供について検討します。 ◆「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」に従った集配郵便局からの情報に関して迅速な対応を行います。 ◆不法投棄物処分について、速やかな撤去のための施策を検討するとともに、投棄物の有効活用の方法を検討します。
ごみ排出の抑制	◆家電ごみに関して、ルールに従った方法で処理を行います。 ◆リサイクル法について学び、周囲の人々に伝えます。	◆家電ごみリサイクルに関して、処理手続きの簡略化を検討します。 ◆社会的な秩序や個人のマナーについて、啓発活動を進めます。

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
不法投棄の場所数	41 カ所	30 カ所	30 カ所
監視カメラの設置	—	試験施行	施行場所の拡大
地区パトロール	—	地区パトロール活動の啓発	活動の拡大（回数・範囲）

③－２ ごみ処理・処分体制の整備		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
処理施設の整備	◆処理施設の役割や処理内容について、出前講座などにより正確に理解します。	◆恵那市清掃センターと恵南清掃センターの焼却施設の解体を行います。 ◆新たなし尿処理施設の整備に向けて、適地選定調査・測量などを行います。 ◆新たな一般廃棄物最終処分場の建設に向けて、予定地の測量・調査・設計などを行います。 ◆ごみの処理により発生する熱の利用について検討を行います。

処理方法の徹底	◆決められた分別方法を守ります。	◆一般廃棄物処理施設（2カ所）の効率的な運用を検討します。 ◆効率的なごみ回収方法を検討します。 ◆適正な分別が行われているかどうかについて調査を行います。 ◆核廃棄物の持ち込みを禁止します。
---------	--	---

③-3 ごみ減量対策		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
ごみの減量化	◆リデュース、リユース、リサイクルの3R運動の推進を通じてごみの減量化に取り組みます。 ◆事業者は、ごみにならない素材（土にかえる袋・容器など）の開発・利用を進めます。 ◆事業用車両などのディーゼル用燃料として、食用廃油の利用を進めます。 ◆農業高等学校における実験などを進め、食品に係るごみのリサイクル手法の開発・利用を行います。 ◆小学校、中学校、自治会などでの資源回収活動を継続します。	◆リデュース、リユース、リサイクルの3R運動の推進を通じてごみの減量化に取り組みます。 ◆恵那市において、ごみの削減効果のより高い方法を研究します。 ◆食用廃油をディーゼル用燃料として再利用し、施設での活用を進めます。 ◆小学校、中学校、自治会などの資源回収活動（雑誌・新聞・広告紙・繊維類など）に対して一部費用補助を行い、資源回収を促進します。 ◆拠点回収場所の設置など、回収機会を増加させるための施策を検討します。 ◆生ごみの堆肥化・農地還元の仕組みづくりについて検討します。
啓発の推進	◆マイ箸・マイコップなどを持ち歩きます。 ◆事業者は、レジ袋（ビニール・紙袋など）の無料配布を止め、マイバック利用推進を呼びかけます。 ◆短期的に大量のごみが排出されるイベント開催時におけるごみの削減に取り組みます。 ◆グリーン購入を進めます。	◆物（資源）を大切にする工夫について、HPやパンフレットなどにより情報提供を行います。 ◆イベント開催時における食器などの無料貸し出しの仕組みをつくります。 ◆グリーン購入を進めます。

取り組みの目標

項目	現況	平成22年度までに	平成27年度までに
直接収集する可燃ごみ・不燃ごみの量（生活系ごみの一部）	1週間当たり 可燃ごみ 3.1kg/人 不燃ごみ 260g/人	1週間当たり 可燃ごみ 2.7kg/人 不燃ごみ 240g/人	1週間当たり 可燃ごみ 2.7kg/人 不燃ごみ 240g/人
許可業者搬入の可燃ごみ・不燃ごみの量（事業系ごみの一部）	年間 可燃ごみ 3,747 t 不燃ごみ 46 t	年間 可燃ごみ 3,048 t 以下 不燃ごみ 41 t 以下	年間 可燃ごみ 3,048 t 以下 不燃ごみ 41 t 以下

③-4 美化活動の推進		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
きれいなまちの維持	◆ボランティア活動、環境美化活動を継続します。 ◆段階的な目標設定による改善を図ります。	◆市民主体のごみ回収の際、回収袋の提供、処理費の一部負担を行います。 ◆活動のシンボルとして、キャラクターを創り、紹介し、段階的な目標設定による定期的な監視を行います。 ◆市民と行政との連携組織を設立します。
恵那独自のルールづくり	◆モデル地区内でのルール（ごみ・タバコポイ捨て禁止など）づくりを行います。	◆優れた農村景観や森林景観保全のためのしくみづくりについて検討します。

重点テーマ④ 地球規模の環境問題解決への貢献

恵那市には広い面積の森林があり、また農業も盛んで、地球環境を守ることができる基盤があります。地球温暖化など地球規模の環境問題については、一人ひとりが日常生活を見直し、身近な環境の改善から行動することが大切です。

④ー１ 地球温暖化の防止		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
温室効果ガスの排出量削減	◆クール・ビズ、ウォーム・ビズを行います。 ◆自動車燃料の使用削減（徒歩か自転車・鉄道利用、エコドライブの実施）、エコカーや廃油車の導入、電気の使用量削減（待機電源・保温 OFF、テレビ利用抑制、まめな消灯）に取り組みます。 ◆農作物などは地元の商品を購入します。 ◆住宅建築の際に、事業者は自立循環型住宅を勧めます。	◆クール・ビズ、ウォーム・ビズを進め、クール・ビズ、ウォーム・ビズを実施していない施設や団体に対して指導をします。 ◆市行政で使用する自動車や電気などの利用に当たっては、エネルギー削減の方法を検討し、実行します。 ◆自動車燃料の使用削減（徒歩か自転車・鉄道利用、エコドライブの実施）、エコカーや廃油車の導入、電気の使用量削減（待機電源・保温 OFF、テレビ利用抑制、まめな消灯）については自主活動チームを結成し、各行動を進めます。
二酸化炭素の吸収量の増加	◆民有林の維持・管理を行います。	◆温室効果ガスである二酸化炭素の吸収が期待できる、森林の拡大を目指します。 ◆育成林に対する間伐や除伐などの指導を進めます。 ◆転用や伐採の規制が行われている保安林などの拡大を進めます。
活動の目安の確立	◆「地球にやさしい人」という市民モデルを参考に、日常生活でできる活動を行います。 ◆HPなどで紹介された活動を参考に、日常生活や通常の事業活動でできる活動を行います。	◆市民モデルを示した冊子やHPを作成し、意識の向上や活動の活発化を進めます。 ◆きれいなまちの基準を設定します。

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
電灯の消費量	年間 6,782kWh/世帯	年間 6,440kWh/世帯	年間 6,252kWh/世帯

④ー２ 国際的な交流活動		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
交流機会の活用	◆交流事業に参加し、広い視点から環境問題に取り組みます。	◆国際交流推進事業など各種事業により国際交流を進めます。 ◆市内の海外派遣者や在住外国人の所有する情報を共有・PR できるように、交流機会において環境についての情報交換メニューを組み込みます。 ◆市外での地球環境への取り組み事例について交流を行い、市内での適用について検討します。
統一目標への行動確認	◆環境保全に関する地域ごとの行動宣言（キャッチフレーズ）をつくります。	◆地球環境問題に対する行動について分かりやすい目標をつくります。 ◆環境保全に関する地域ごとの行動宣言（キャッチフレーズ）をHPに公表します。

④ー３ 地域エネルギーの活用		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
地域エネルギーや新エネルギーへの転換	◆太陽光発電システムの導入、再資源化された食用廃油を利用する方法など、新エネルギーについて、積極的に検討します。	◆風力、間伐材チップや遊休地を利用したバイオエタノール、小水力発電など恵那産のエネルギーの活用について、調査を進めます。 ◆太陽光発電・廃棄物燃料製造を始めとする新エネルギーの導入に関しては情報収集を進めます。

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
地域エネルギーの活用	—	重点施策の検討	支援策など具体策の対応

重点テーマ⑤ 環境問題や環境保全に向けたしくみ作り・環境学習の推進

恵那市では豊かな自然や歴史・文化を背景として、たくさんの市民活動が行われています。今後

も環境についての理解を深め、さらに次世代へ向け環境を守る大切さを伝えるために、環境保全活動や環境学習を進めることが大切です。

⑤ー１ 人材育成		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
子どもたちの学習機会の充実	◆子ども教室に参加します。 ◆子ども会指導者連絡協議会に参加します。 ◆「こどもエコクラブ」の活動を進めます。 ◆「こどもエコクラブ」のサポーター候補の登録制度・参加方法について、市の機関と連携して検討を進めます。 ◆「こどもエコクラブ」のサポーターとしての役割に関する勉強会や体験会などに参加し、学習します。	◆地域で実行委員会を立ち上げ、コーディネーターの指導により子ども教室（年間）の企画・運営を行います。 ◆子ども会指導者連絡協議会を継続的に開催します。 ◆「こどもエコクラブ」のサポーター候補の登録制度 ◆参加方法について検討を進めます。また、市民団体などにも積極的にPRを行います。 ◆「こどもエコクラブ」のサポーターとしての役割に関する勉強会・体験会を開催し、サポーターの育成を進めます。
学校単位の学習・活動の継続	◆学校で学んだ環境保全の行動を、家庭や地域に広げ、発展させていきます。	◆「特色ある学校づくり」において環境の視点も紹介します。 ◆家庭や地域への展開を目指し、学校での環境学習として、残飯の堆肥化、ホタルの飼育、洗剤使用抑制、電気使用量削減の行動の拡大、恵那のすばらしさなどの次世代継承を進めます。 ◆学校の教室開放において、環境に関する講座も組み込みます。 ◆全小中学校に対して、「こどもエコクラブ」の登録・活動方法のPRを行います。
市民活動への支援	◆生涯学習、出前講座の利用などを積極的に行い、指導者としての活動も行います。 ◆まちづくりに対して意見を持ち、リーダーとしての活動も行います。 ◆青少年育成町民会議活動（青少年育成会議でのサポーター的立場からホタル保全や清掃活動を行っている。）を継続します。 ◆異世代交流ができる場に積極的に参加します。 ◆個人・仲間で1年間の環境への取り組みを宣言します（パーソナルアジェンダ）。	◆市民の要望に応じた出前講座を開設します。 ◆生涯学習を進めるとともに、指導者の育成（環境委員を対象とした勉強会の開催など）も進めます。 ◆まちづくりリーダー講習を実施します。 ◆青少年育成町民会議活動を始めとする異世代交流を進めます。 ◆体験型施設の整備を検討します。 ◆パーソナルアジェンダ登録用のHPを設置します。

取り組みの目標

項目	現況	平成22年度までに	平成27年度までに
パーソナルアジェンダの参加者数	0人	2,844人	5,274人
こどもエコクラブの登録数	8組織	10組織	15組織

⑤ー２ 地域活動の推進		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
活動組織への支援	◆環境活動に対する情報を入手し、参加可能な活動に取り組みます。 ◆まちづくり拠点施設機能を活用します。 ◆イベント開催時の無料貸し出し物品を活用します。 ◆必要な情報（協力できる組織など）収集を行い、効果的な活動を行います。	◆環境活動組織の簡易的な認証のしくみ（NPO登録組織以外も対象）をつくります。 ◆主に環境活動組織に所属しない市民を対象とした、一時的にボランティアとして参加できる活動の情報提供方法（参加条件・活動内容など）や登録制度を確立します。 ◆まちづくり拠点施設機能を確保します。 ◆イベント開催時のテント無料貸し出しなどについて検討します。 ◆地域協議会への助成を継続します。

行政主体の市民活動実施	◆みんなのみち愛護事業を通して、地域活動のしゅみを維持します。 ◆公園の維持管理に関して、市民ができることを市役所と協議し、実施します。 ◆活動目標を掲げた市民交流型イベントに参加します。	◆みんなのみち愛護事業において、市民による道路の維持管理作業を進めます。 ◆市民参加型による公園の維持管理方法を検討し、施設破損や落書きなどに対応します。 ◆活動目標を掲げた市民交流型イベントを開催します。
-------------	--	---

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
環境活動組織数	17 組織	22 組織	26 組織

⑤ー3 恵那市らしさの維持		
	市民・事業者・組織が主体に行うこと	市の機関が率先して行うこと
地域資源の保全	◆岩村城・岩村城下町・美濃国遠山荘など歴史的資源の価値について、学びます。 ◆茅葺き農家、歌舞伎舞台など身近な文化遺産を、積極的に利用します。	◆岩村城・岩村城下町・美濃国遠山荘総合調査を実施し、講座などを利用した理解を進めます。 ◆中山道の統一的な景観整備に向けての全体計画策定について検討します。 ◆茅葺き農家、歌舞伎舞台など身近な文化遺産を、活用しながら保全する方法を検討します。
生活環境の保全・改善	◆周辺の環境について、的確に理解します。	◆景観法への理解を促進（市民への説明会などを実施）し、景観形成地区を設定します。 ◆区画整理事業による公園整備、都市公園の整備を行い、社寺林や屋敷林を保全します。 ◆土地利用計画の策定に当たって、環境や防災面での配慮を十分に盛り込みます。
地域資源の知名度の向上・利用増加	◆来訪者に誇りを持って恵那の良さをアピールします。	◆恵那峡や岩村城下町など文化・歴史的資源の積極的な活用方法について検討します。

取り組みの目標

項目	現況	平成 22 年度までに	平成 27 年度までに
観光施設と誘客PRの満足度	9.5%	20%	30%
祭り・イベントへの参加者数	18 万人	25 万人	30 万人

地域の取り組み

大井町

▽ごみ不法投棄の個所などをチェックします。
パトロール隊を結成し、ごみ不法投棄の減少を目指します。

▽長島町、武並町と協力し、中山道案内用看板のイメージを検討します。

長島町

▽永田川にカワニナを放流するとともに、ホテルのイベントを開催します。

▽自治会の協力を得て、河川清掃を継続します。

▽町内の史跡や自然資源を連携したウォーキ

ングコースの設定やパンフレットの作成をします。

東野

▽年 1 回の河川清掃を続けるとともに、「みんなの道」活動で道路の維持管理を行います。

▽「東野丸ごと自然園」の整備を進めます。

▽空芯菜の栽培を進め、地場農産物の創出を目指します。

三郷町

▽野井川などの清掃を通じた庄内川河口部住

民との交流から、地産米を買ってもらう運動を考えています。

▽寿老の滝湧水周辺の整備を行います。

▽町内住民による不法投棄ごみの撤去を考えています。

武並町

▽「ホテルの飛び交う里づくり」として、川を汚さない努力のほか、生態観察・保護方法研究担当グループの育成や町内河川情報の提供を行います。

▽不法投棄について、マップづくり、注意看板の設置、市との相談を行います。

▽町内の古跡や古資料の保存・研究を進めます。

笠置町

▽美しい川の維持に取り組みます。

▽不法投棄物を撤去するとともに、水辺や道路環境を整備します。

▽笠置山の森林整備とマツタケの再生を目標に山林の手入れを行います。

中野方町

▽里山体験林整備事業として施設や散策路整備の検討を行います。

▽水源の水質保全活動の一環として間伐作業を行います。

▽棚田・里山案内のボランティアを育成します。

▽棚田保全事業として保存会の運営を強化するとともにシンポジウムなどを開催します。

飯地町

▽貴重な動植物のいる湿地の保全と活用を考えていきます。

▽ほ場整備の中で、ホテル水路の整備を行います。

▽合併浄化槽整備率 100%を目指します。

岩村町

▽シンボルである岩村城址の清掃を行います。

▽耕作放棄地で企業の農業体験を進めます。

▽ボカシたい肥づくりを推進し、生ごみの減量化に取り組みます。

▽ホテルの幼虫を放流するとともに、水環境を監視します。

▽幹線道路沿いのコスモス植栽を行います。

山岡町

▽「ささゆりの里」づくりとして群生地を保護を行います。

▽住民参加による河川清掃や美化活動を行います。

▽「親子フェスタ」に環境学習のメニューを盛り込むことを考えています。

▽フラワータウンとして道路沿いに花を植えます。

明智町

▽大正村の景観や歴史的資源の保全事業を進め、ボランティアによる交流のまちづくりを目指します。

▽機材購入により歴史的資源の保全活動に対するボランティアの参加をしやすいします。

▽一色の森などの名所の整備活動を行います。

▽従前より地域活動の盛んな下田良子地区でさらなる各種事業の実施による活性化を考えています。

串原

▽間伐材を活用し、炭の特産化を図ります。

▽中学生を対象に山林学習を行います。

▽松本地区をホテル保護区として整備します。

▽林道周辺でのごみ拾いを行います。

▽名所やササユリ自生地を散策するコースを設置します。

上矢作町

▽弁慶杉と松並木の保護活動を進めます。

▽モンゴル村、コテージなど観光施設の美化活動をボランティア参加により進めます。

▽住民参加による河川清掃を行います。

▽水源地の水質保全活動の一環として間伐作業を進めます。

▽植林作業を通じて、下流団体との交流を行います

2. 恵那市地球温暖化防止実行計画

(1) 計画の背景と目的

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加することによって、地球の気温が上昇する現象です。このまま地球温暖化が進行すると、2100年には、最悪の場合6.4℃気温が上昇し、海面上昇、異常気温の増加、農業生産への影響、健康被害など、生活環境や自然環境に深刻な影響を及ぼすと言われています。

地球温暖化は、日々の活動における石油などのエネルギー消費などに起因するため、地球温暖化の防止のためには、化石燃料の消費を抑制する社会の仕組みを変えていくとともに、一人ひとりの意識改革やライフスタイルの変革が必要です。

本市の市役所が行う事務や事業活動においても、電気や燃料の消費に伴い多量の温室効果ガスを排出しています。市役所は市内でも最大級の事業者であり、地域レベルでの地球温暖化防止の取り組みに当たって果たす役割は非常に大きいと言えます。

また地球温暖化防止のための国際的な枠組みとして、平成9年に京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国全体と国ごとの温室効果ガスの削減目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、平成17年2月に発効しました。わが国においては、温室効果ガス排出量を平成20年から平成24年までの間に平成2年比で6%削減するという数値目標が課せられました。そのような国際的な取り決めに対して、わが国では、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、すべての主体が温暖化防止の推進に取り組むこととされました。特に地方公共団体に関しては、同法第8条により「温室効果ガスの排出抑制等のために措置に関する計画」の策定・公表および計画に基づく実施状況の公表が義務付けられました。

以上を背景に、本計画は以下の2点を目的に策定するものです。

- ①「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、恵那市役所の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出量を把握し、その排出を抑制することにより地球温暖化防止の推進を図る。
- ②市内最大級の事業者として、率先して温室効果ガスの排出抑制を行うことで、恵那市での温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、市民や市内事業者の温暖化防止の取り組みを促す。

(2) 計画の基本的事項

①計画の対象期間

平成18年度から22年度までの5年間とし、計画の進ちょく状況や国の施策などを踏まえ、適宜見直しを行います。

②計画の対象範囲

市が行うすべての事務事業活動とし、本庁舎・出先機関を含むすべての部局とします。ただし、指定管理者制度の導入により、市自らが運営に当たらない施設については、計画の対象外とします。

(3) 温室効果ガス排出量の現状

平成 18 年度市役所の温室効果ガス排出量

平成 18 年度、市の事務・事業活動に伴って排出された二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）は、2 万 6,441 t- CO_2 でした。これは市役所本庁舎、出先機関を含むすべての部局を対象としています。

一世帯当たりの平均的な CO_2 の排出量を年 5.5 トンとすると、市役所では自らの事務・事業活動で約 4,800 世帯分（市の全世帯数の 25%分に相当）の CO_2 を排出していることになります。

温室効果ガス別では、 CO_2 が 96.5%と大部分を占めています。 CO_2 は、電気やガソリンなどの燃料の使用、廃プラスチックの焼却などに伴い排出されます。排出量のうち 3.0%を占める N_2O は、主に病院での麻酔剤の使用、廃棄物の焼却、下水処理などに伴い、0.5%を占める CH_4 は、主に廃棄物の焼却、下水処理などに伴い排出されます。

部局別では、水道環境部が所管する出先機関からの排出量が 73%と最も多くを占めています。これは廃棄物処理施設での電気や燃料の使用、廃プラスチックの焼却、下水処理や浄水処理に伴う電気の使用などによるものです。

またボイラーや給湯設備など燃料使用量が多くなる小中学校や福祉施設を所轄する教育委員会や市民福祉部からの排出量が多くなっています。

温室効果ガス排出の原因となる活動別では、電気の使用に伴う排出量が 44%と最も多くを占めています。次いで、主に施設のボイラーや給湯設備などに利用される燃料の使用に伴う排出量が 33%を占めています。また廃プラスチックの焼却に伴う排出量も 17%を占めています。

〔表 2-2-1〕 排出される温室効果ガスの種類と部局別の内訳（平成 18 年度）

単位：t- CO_2

温室効果ガス名	本庁舎	出先機関						教育委員会	振興事務所	消防本部	計
		企画部	市民福祉部	医療管理部	経済部	水道環境部	計				
CO_2	508	7	1,829	646	13	18,468	20,963	3,426	380	243	25,520
CH_4	0	2	3	3	0	90	98	20	2	0	120
N_2O	0	1	2	14	0	768	785	14	2	0	801
計	508	10	1,833	663	13	19,325	21,846	3,460	384	243	26,441

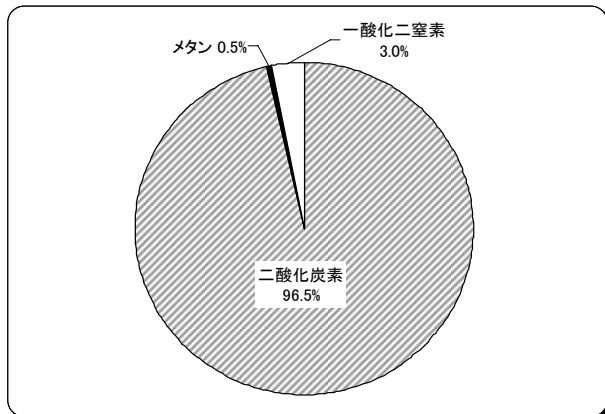
〔表 2-2-2〕 部局ごとの活動別温室効果ガス排出量の内訳（平成 18 年度）

単位：t- CO_2

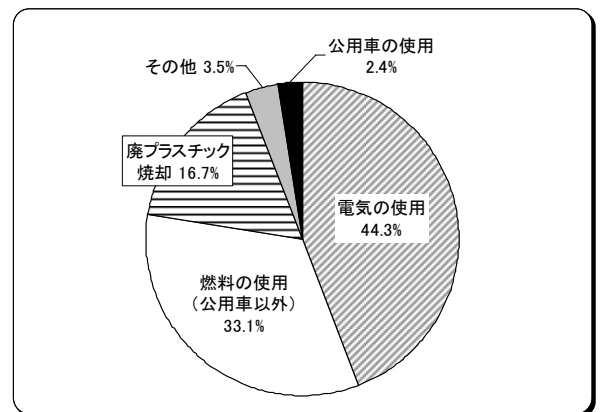
排出要因	本庁舎	出先機関						教育委員会	振興事務所	消防本部	計
		企画部	市民福祉部	医療管理部	経済部	水道環境部	計				
電気の使用	315	4	795	392	0	8,260	9,450	1,565	254	122	11,707
燃料の使用 (公用車以外)	57	1	989	230	0	5,617	6,837	1,792	23	55	8,763
公用車の使用	136	2	46	24	13	169	255	70	103	66	631
廃プラ焼却	0	0	0	0	0	4,422	0	0	0	0	4,422
その他	0	3	4	17	0	858	882	32	4	0	919
計	508	10	1,833	663	13	19,325	21,846	3,460	384	243	26,441

※小数点以下四捨五入のため計は合いません

〔図 2-2-1〕 温室効果ガスの種類別排出割合



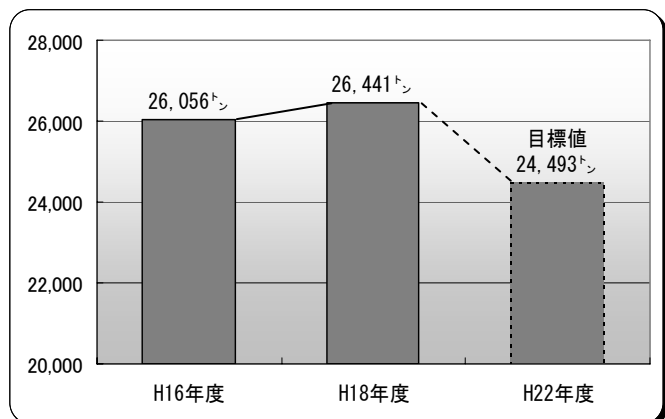
〔図 2-2-2〕 活動別温室効果ガスの排出要因



（４）削減目標

①温室効果ガスの削減目標

わが国は京都議定書において、平成 20 年から 24 年までの 5 年間のうちに、温室効果ガスの排出量を平成 2 年のレベルから 6 %削減することが義務付けられています。市もこの考え方を踏まえて、国全体の温暖化防止に対する意識を共有するため、平成 17 年度に策定した恵那市地球温暖化防止実行計画の中で、新市が発足した平成 16 年度を基準に、平成 22 年度までに温室効果ガスの排出量を 6 %削減する目標を設定しています。



②目標達成に向けた取り組み

市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスについては、職員自らが削減の取り組みを行えるものと市民や事業者と共に取り組まなければならないものに分かれます。温室効果ガス排出量削減の取り組みは、これらの 2 つの取り組みに分けて考えます。

職員自らが行える取り組みに区分されるものとしては、庁舎などでの電気・燃料の使用や公用車の使用などに起因するもので、温室効果ガス総排出量の 26%を占めます。

市民や事業者の協力を得て行う取り組みに区分されるものとしては、浄化センター、浄水場、廃棄物処理施設、消防本部での事業活動に起因するもので、温室効果ガス総排出量の 74%を占めます。

これらの取り組みの主体、温室効果ガスの排出要因、現状の排出量を勘案して、本計画では目標達成に向けた取り組みとして、以下の取り組みを重点的に行います。

- ①庁舎などでの電気・燃料使用の効率化により、電気・燃料使用量を削減する。
- ②公用車の燃料使用量を削減する。
- ③廃棄物処理量を削減する。

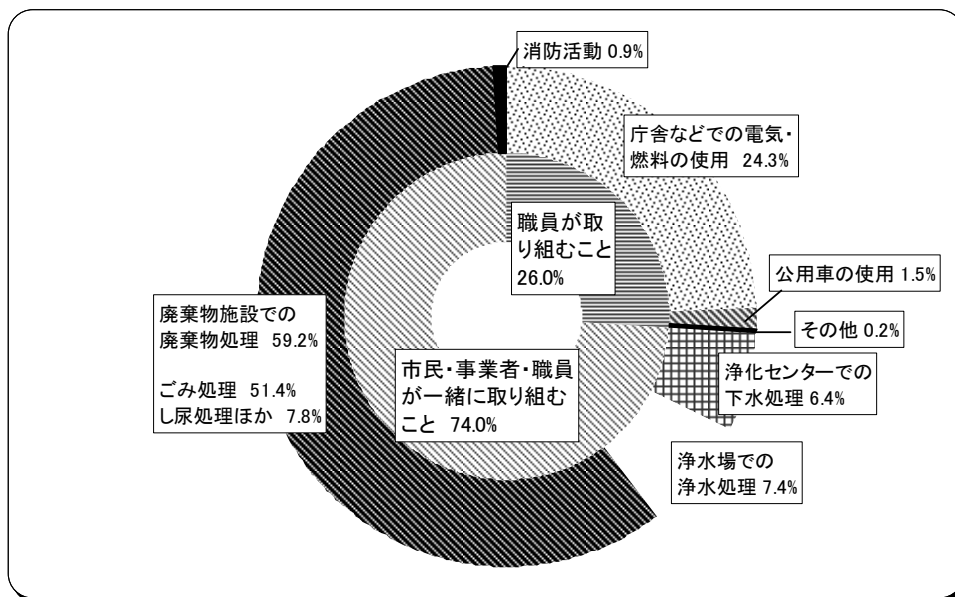
〔表 2-2-3〕 事務事業別の温室効果ガス排出要因と削減への取り組み

取り組みの主体	排出要因	排出量	排出割合
市職員	庁舎などでの電気・燃料の使用	6,416	24.3%
	公用車の使用	395	1.5%
	その他	61	0.2%
	小計	6,872	26.0%
市職員 市民 事業者	浄化センターでの下水処理	1,703	6.4%
	浄水場での上水処理	1,961	7.4%
	廃棄物処理施設での廃棄物処理	15,663	59.2%
	消防本部での消防活動	243	0.9%
	小計	19,570	74.0%
合計		26,441	100.0%

排出量の単位：t-CO₂

※端数処理のため計が合わない場合があります

〔図 2-2-4〕 事務事業別の温室効果ガス排出要因と削減への取り組み



第3章 恵那市の環境の現状

1. 大気環境

人為的な活動の結果や火山の噴火などによる自然活動に伴って、通常は大気中に存在しない物質が排出され、その濃度と持続時間が人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことを大気汚染と言います。

代表的な大気汚染物質としては、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）が挙げられます。

大気には境界がないため、その影響は広範囲にわたり、さらに数十年後の健康に影響が生ずる恐れもあるなど、広域的かつ長期的視点から対応すべき問題でもあります。

このような問題に対して国では、主な大気汚染物質の排出規制、また最近深刻な問題として取り上げられているダイオキシン類を含めた対策を講じており、県・市でも各種の汚染物質の調査・測定、特定事業所への定期的な立入検査や指導を行っています。

（1）大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康の保護や生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい環境の状態を定めたものです（環境基本法第16条第1項）。総合的な対策を行う上での長期的目標として、十分に安全な環境条件を定めているものであり、この基準を超えたからといって、直ちに健康に悪い影響を与えるというものではありません。

〔表 3-1-1〕 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること

〔表 3-1-2〕 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

(2) 大気汚染の現況

恵那市では、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄と二酸化窒素を長期的に測定し、大気汚染の状況を監視しています。測定は毎月1回、市内6カ所で、二酸化硫黄と二酸化窒素を同時に測定できるトリエタノールアミンろ紙（TEA）法により実施しています。

[表 3-1-3] トリエタノールアミンろ紙法による測定結果

二酸化硫黄（SO₂）

単位：μgSO₂/day/100cm² TEA

測定箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
大井町 恵那東中学校	22	11	10	17	4.0	5.7	5.6	13	12	21	0.5	17	12
	26	12	17	13	9.5	3.3	6.5	16	36	25	29	15	17
	15	16	7.1	5.9	3.1	6.1	8.1	14	24	24	30	34	16
大井町 N T T 恵那営業所	33	8.6	5.6	5.3	1.8	2.0	4.0	13	16	34	37	42	17
	32	6.4	14	3.7	3.1	3.7	2.8	22	51	32	53	25	21
	25	16	7.9	5.8	4.7	4.7	11	24	34	36	43	45	21
大井町 総合福祉センター	10	11	88	23	6.7	23	12	22	40	46	57	60	27
	46	14	21	9.7	7.0	6.7	5.7	31	55	79	58	40	31
	40	26	13	7.5	9.1	13	16	26	38	41	57	57	29
大井町 雀子ヶ根 雇用促進住宅	18	3.3	4.2	3.2	1.4	1.5	2.8	7.2	12	12	8.9	23	8.1
	11	3.8	7.5	0.5	2.3	2.6	2.2	9.3	22	17	25	14	9.8
	14	11	3.5	1.6	0.9	1.7	4.6	11	17	18	24	29	11
長島町 恵那西中学校	19	7.1	4.5	3.4	2.5	1.3	1.2	9.4	17	14	13	8.5	8.4
	17	7.9	9.1	1.2	2.9	3.6	1.3	9.5	34	17	35	17	13
	17	11	3.7	2.0	0.7	1.5	5.5	13	21	25	31	35	14
大井町 恵那峡グランド ホテル	47	2.4	3.0	2.8	1.8	3.1	2.6	5.6	4.7	11	6.8	9.7	8.4
	4.0	2.6	8.8	2.7	3.2	2.3	1.4	5.2	13	17	28	14	8.5
	14	8.9	5.2	2.2	1.1	2.9	4.1	5.8	9.8	14	21	23	9.3

※上段が平成16年度、中段が平成17年度、下段が平成18年度の数値を示す

二酸化窒素（NO₂）

単位：μgNO₂/day/100cm² TEA

測定箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
大井町 恵那東中学校	110	110	120	96	110	87	73	81	94	89	96	85	96
	110	110	84	110	87	80	79	84	67	71	85	80	87
	80	90	82	94	61	67	90	94	94	75	98	95	85
大井町 N T T 恵那営業所	52	57	51	50	49	49	49	58	63	71	53	63	55
	63	73	52	67	48	50	50	64	51	48	56	45	56
	45	56	87	93	64	82	92	97	97	86	100	100	83
大井町 総合福祉センター	32	55	53	46	43	43	49	55	59	68	47	53	50
	53	60	44	53	48	39	42	54	51	57	57	39	50
	39	55	69	72	48	53	67	72	81	71	77	79	65
大井町 雀子ヶ根 雇用促進住宅	72	95	84	88	72	74	62	72	96	89	82	72	80
	89	90	83	120	85	67	77	92	76	78	71	81	84
	81	90	84	110	57	86	94	94	94	84	100	89	89
長島町 恵那西中学校	45	45	35	35	33	32	37	46	53	61	51	48	43
	55	48	43	50	37	35	39	50	51	40	42	45	45
	45	48	44	50	29	37	46	49	60	54	63	52	48
大井町 恵那峡グランド ホテル	47	30	30	25	26	23	24	30	40	49	42	43	34
	31	31	25	39	31	25	27	34	31	40	40	33	32
	33	32	35	29	21	32	30	35	41	36	49	46	35

※上段が平成16年度、中段が平成17年度、下段が平成18年度の数値を示す

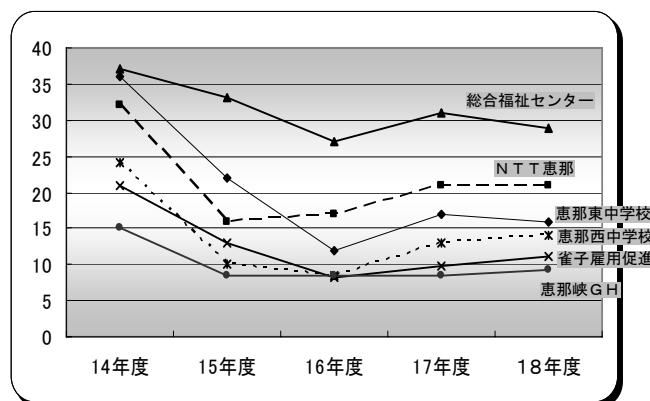
この測定結果はTEA法によるため、単純に環境基準とは比較できませんが、この測定法における恵那市の基準値は200(μg/day/100cm²TEA)となっていますので、二酸化硫黄、二酸化窒素とも基

準には適合しているものと思われます。

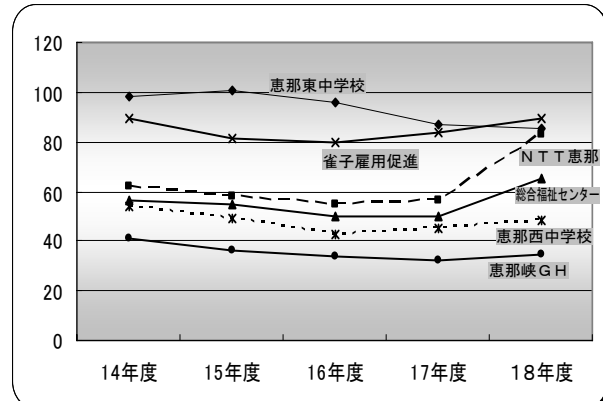
〔図 3-1-1〕に示した測定結果の年平均値の推移を見ると、二酸化硫黄は平成 14 年度をピークに 16 年度まで下降し、それ以降は横ばいに推移しています。二酸化窒素は、ほぼ横ばいに推移していますが、平成 18 年度に上昇した個所がありました。

〔図 3-1-1〕 年平均値の推移

【二酸化硫黄】



【二酸化窒素】



県の大気汚染測定車「あおぞら号」による一般大気環境調査については、平成 17 年度まで毎年 1 回実施されていましたが、平成 18 年度は実施されませんでした。

〔表 3-1-4〕 あおぞら号による大気観測結果

調査地点：恵那文化センター

	年度 調査期間	13 年度 10/2-11/8	14 年度 10/2-11/7	15 年度 11/6-11/20	16 年度 5/27-6/10	17 年度 5/26-6/9
	最多風向	WNW	NW	W	NW	NW
	平均風速 (m/s)	0.6	0.6	0.4	0.8	0.7
二酸化硫黄	1 時間値の最高 (ppm)	0.094	0.023	0.030	0.028	0.028
	日平均値の最高 (ppm)	0.014	0.007	0.007	0.010	0.010
	1 時間値の平均 (ppm)	0.008	0.004	0.004	0.006	0.008
浮遊粒子状物質	1 時間値の最高 (mg/m ³)	0.117	0.131	0.068	0.035	0.066
	日平均値の最高 (mg/m ³)	0.044	0.016	0.039	0.024	0.039
	1 時間値の平均 (mg/m ³)	0.020	0.007	0.023	0.016	0.029
一酸化窒素	日平均値の最高 (ppm)	0.068	0.055	0.058	0.022	0.021
	1 時間値の平均 (ppm)	0.039	0.023	0.033	0.010	0.008
二酸化窒素	日平均値の最高 (ppm)	0.021	0.021	0.021	0.028	0.022
	1 時間値の平均 (ppm)	0.018	0.016	0.016	0.018	0.017
一酸化炭素	日平均値の最高 (ppm)	0.9	0.5	1.1	0.6	0.4
	1 時間値の平均 (ppm)	0.8	0.4	0.6	0.5	0.3
光化学オキシダント	昼間 1 時間値の最高 (ppm)	0.078	0.047	0.039	0.108	0.081
	昼間 1 時間値の平均 (ppm)	0.019	0.018	0.011	0.037	0.034
非メタン炭化水素	1 時間値の最高 (ppmC)	0.44	0.43	0.34	0.34	0.22
	6～9 時の平均 (ppmC)	0.19	0.13	0.17	0.16	0.19
メタン	1 時間値の最高 (ppmC)	2.02	2.01	2.04	2.07	2.08
	6～9 時の平均 (ppmC)	1.89	1.86	1.82	1.86	1.82

※光化学オキシダントの「昼間」は午前 5 時～午後 8 時をいう。

(3) 大気汚染に係る排出規制

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、さまざまな発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要です。「大気汚染防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する大気汚染物質について、次のような各種の規制措置を実施しています。

①ばい煙発生施設

硫黄酸化物

大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出基準は、個々のばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じた着地濃度規制、いわゆるK値規制が実施されています（同法施行規則第3条）。

この排出基準は $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ で表されます。 q = 硫黄酸化物排出基準値 He = 有効煙突高（m）

K値は汚染の程度によって地域ごとに定められており、K値が小さいほど規制が厳しくなりますが、恵那市のK値は最も緩やかな17.5と定められています。（同法施行令別表3、同法施行規則別表1）

ばいじん

大気汚染防止法および岐阜県公害防止条例によるばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度が規制されています。（同法施行規則別表2）

有害物質

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ素、鉛およびそれらの化合物と窒素酸化物を有害物質に指定し（同法施行令第1条）、同法および岐阜県公害防止条例では、これらの物質を含有する原料を使用している施設に対して、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制しています。（同法施行規則別表3、3の2）

②粉じん発生施設

特定粉じん

大気汚染防止法では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）を指定し（同法施行令第2条の4）、同法および「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」で解綿用機械など9施設を特定粉じん発生施設に指定し（同法施行令別表2の2、同条例施行規則別表）、敷地境界における濃度規制（同法施行規則第16条の2、同条例施行規則第3条）を行っています。

また特定粉じん排出等作業（同法施行令第3条の4）として、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材などを使用している建築物や工作物を解体、改造、補修する場合は作業基準を設けて規制を行っています（同法施行規則第16条の4）。

一般粉じん

特定粉じん以外の一般粉じんについては、大気汚染防止法で一定規模以上のコークス炉など5施設（同法施行令別表2）に対して、構造等に関する基準を定め（同法施行規則別表6）規制しています。

また岐阜県公害防止条例では、樹脂加工などの一般粉じん発生施設（同条例施行規則別表4）や吹付け塗装作業（同条例施行規則別表5）に対して、ホルムアルデヒドなどの特定物質（同条例施行規則第11条）の排出基準（同条例施行規則別表6）や構造等に関する基準（同条例施行規則別表7）を定め規制しています。

(4) 発生源の監視・指導

「大気汚染防止法」と「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設（同法施行令別表1）および粉じん発生施設（同法施行令別表2、2の2）を市内に設置している工場、事業所は、[表3-1-5]の通りです。これらの事業所については、県、市で立入検査をし、施設の管理状況などの監視、指導をしています。

[表3-1-5] 市内のばい煙・粉じん発生施設の届出状況

区分	ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数
大気汚染防止法	81	165	7	14
県公害防止条例	1	1	31	113

平成19年3月31日現在

資料：岐阜県環境白書

2. 水環境

当市の公共水域は、木曽川、庄内川（土岐川）、矢作川の3水系に大別され、いずれの水系にもダムが築かれるという、他市にあまり例を見ない貴重な水源地としての役割を果たしています。これらの河川水は生活用水として、また工業用水や農業用水として利用され、私たちの日常生活や社会経済活動に密接に結び付いています。

このため市では、定期的な水質検査の実施と特定事業場への立入検査、生活排水対策などを通じて現状の把握と汚濁の削減に努めています。

（１）水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（健康項目）と「生活環境の保全に関する項目」（生活環境項目）についてそれぞれ設定されています。

人の健康の保護に関する項目（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域において一律に定められ、直ちに達成し維持するよう努めるものとして、現在26項目が設定されています。

〔表 3-2-1〕 人の健康の保護に関する環境基準

汚染物質名	環境基準値	汚染物質名	環境基準値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
ほう素	1.0 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等から水域ごとにA AからEまでの類型を指定し、類型ごとにp H、BOD、S S、DO、大腸菌群数の5項目で基準値が定められています。

〔表 3-2-2〕生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道１級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道２級 水産１級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1000MPN/100ml以下
B	水道３級 水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5000MPN/100ml以下
C	水産３級 工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水２級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—
市内の類型指定該当水域		【AA】矢作川（矢作ダムより上流）、上村川 【A】矢作川（矢作ダムより下流）、明智川、阿妻川、木曽川、阿木川（恵那大橋より上流）、中野方川、土岐川 【B】小里川 【C】阿木川（恵那大橋より下流）				
備考	１．基準値は日間平均とする ２．農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/ℓ以上とする ３．次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用 水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用 水産３級：コイ、フナ等β－中腐水性水域の水産生物用 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度					

(2) 河川水質の現況

市では河川水質の状況を把握するため、33 河川 49 カ所を調査地点に選定し、健康項目を年 1 回[表 3-2-3]、生活環境項目を毎月 1 回[表 3-2-4]、水質検査を実施しています。

[表 3-2-3] 平成 18 年度河川水質の検査結果（健康項目）

項目	環境基準値	調査箇所数	結果
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
全シアン	検出されないこと	49	すべて不検出
鉛	0.01 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
ひ素	0.01 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
アルキル水銀	検出されないこと	49	すべて不検出
P C B	検出されないこと	49	すべて不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
セレン	0.01 mg/ℓ以下	49	すべて不検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	49	0.11～0.98
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	49	不検出～0.20
ほう素	1.0 mg/ℓ以下	49	不検出～0.12

採水日：平成 18 年 7 月 10・11・13 日

[表 3-2-4] 平成 18 年度河川水質の検査結果（生活環境項目の年平均値）

河川名		採水箇所	p H	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ	全窒素 mg/ℓ	全リン mg/ℓ
木 曽 川 水 系	阿木川	天神橋	7.4	0.8	1.7	5.0	10.7	5940	0.51	0.05>
		両島橋	7.6	0.9	2.3	2.1	11.3	525	0.70	0.05>
		神之木橋	7.1	3.1	5.0	3.9	10.5	6803	1.02	0.05>
		中電取水口付近	7.1	2.5	4.8	3.4	11.1	8491	1.07	0.05>
		木曽川合流前	7.3	3.3	5.2	4.1	10.7	7766	2.74	0.10
	飯沼川	下橋戸橋	7.4	0.8	1.6	1>	11.3	974	0.62	0.05>
	伊織川	飯沼川合流前	7.4	0.7	2.1	1>	11.2	821	0.39	0.05>
	小沢溜池	上流	7.2	0.7	2.4	1>	11.0	1069	0.84	0.05>
	定蓮寺川	公文橋	7.3	0.9	2.3	3.4	10.9	7435	0.77	0.05>
	永田川	長島橋	7.4	1.0	2.5	1.7	11.4	5765	1.12	0.05>
		新栄橋	7.2	14.4	14.4	8.8	10.5	9924	1.36	0.05>
	田達川	永田川合流前	7.4	1.0	3.0	11.3	10.8	6199	1.31	0.05>
	小路川	中央道下	7.2	1.4	3.5	5.6	10.9	11808	1.08	0.05>
	横町川	東海新栄付近	7.4	1.6	3.3	3.8	11.2	10906	1.03	0.05>
	濁川	中津川市境	6.8	1.7	3.1	4.8	8.9	6055	2.56	0.67
		奉行橋	7.4	1.6	4.0	2.8	11.1	9658	1.75	0.13
	岩村川	本郷橋	7.8	1.0	2.4	3.4	10.7	4559	0.78	0.05>
	富田川	富田会館付近	7.5	0.5	1.6	3.8	9.9	1152	1.48	0.05>
	飯羽間川	上田橋	7.4	0.7	2.5	0.4	10.8	911	1.49	0.05>
	千田川	千田橋	7.3	1.1	3.0	3.4	11.6	6974	0.90	0.08
		木曽川合流前	7.4	0.7	2.0	1.6	11.6	5376	0.78	0.05>
	山中川	千田川合流前	7.3	0.9	2.1	2.1	11.6	2238	0.84	0.05>
	木曽川	笠置橋	7.3	1.0	1.9	3.0	11.4	1938	0.60	0.05>
	和田川	和田川橋	7.2	1.3	2.0	1.1	11.6	3492	0.97	0.16
		安弘見橋	7.2	0.8	2.0	1.5	11.6	1451	0.75	0.20
	中野方川	中央橋	7.1	1.0	1.7	0.7	11.4	3925	0.65	0.05>
		野瀬橋	7.3	0.6	1.4	0.8	11.4	2612	0.69	0.05>
		巴橋	7.3	0.8	1.3	0.5	11.6	2271	0.67	0.05>
庄 内 川 水 系	土岐川	浜松橋	7.3	0.8	2.2	3.6	10.4	6271	1.24	0.05>
		折坂橋	7.2	1.7	3.3	2.4	10.3	12833	1.71	0.11
		藤川合流前	7.3	1.1	2.9	2.4	10.7	12858	2.52	0.06
		瑞浪市境	7.4	1.0	2.7	2.3	10.7	16000	2.11	0.05
	藤川	伊保沢橋	7.3	0.8	2.4	3.2	10.4	4449	0.72	0.05>
	佐々良木川	殿畑夕立山	7.2	0.6	2.3	0.6	10.7	973	0.83	0.05>
		瑞浪市境	7.3	0.8	2.7	11.2	10.3	6553	0.88	0.05>
	小里川	広瀬橋	7.3	1.1	2.8	5.3	11.4	6679	0.87	0.05>
大坪川	小里川合流前	7.7	1.4	3.9	59.2	11.3	11650	1.75	0.05	
矢 作 川 水 系	阿妻川	阿妻才坂合流点	7.3	0.8	1.7	1.5	11.6	2930	0.41	0.05>
	明智川	交番裏合流点下	7.3	1.2	2.5	1.8	11.7	7304	0.88	0.05>
		出合橋合流点下	7.5	0.7	1.8	1.7	11.9	2990	0.74	0.05>
	大平川	ゴルフ場下	7.3	1.3	2.9	2.9	10.5	2789	0.78	0.05>
	高波川	高波橋	7.3	0.9	1.9	2.6	11.4	2793	0.65	0.05>
	吉田川	吉良見川合流点	7.1	1.4	2.7	2.0	11.1	13667	0.91	0.05
		ゴルフ場放流水	6.8	2.2	3.9	4.7	8.5	2451	0.90	0.07
	門野川	浄化センター上	7.2	0.7	2.0	2.3	11.3	5454	0.70	0.05>
	上村川	鶴鶴橋	7.4	0.7	1.5	2.6	11.8	2498	0.35	0.05>
	飯田洞川	中広橋	7.3	0.6	1.4	2.3	11.6	1022	0.28	0.05>
	岩倉川	中島林道	7.1	0.5	2.3	9.3	11.1	397	0.46	0.05>
	追沢川	追沢林道	7.2	0.6	2.3	2.0	11.3	1662	0.43	0.05>

※定量下限値は0として、大腸菌群数の16000超は16000として平均値を計算

河川の代表的な水質汚濁の指標であるBODについて、月ごとの検査結果は〔表 3-2-5〕の通りとなりました。

〔表 3-2-5〕平成 18 年度 河川水の月別 BOD 値

河川名		採水箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
木 曽 川 水 系	阿木川	天神橋	0.8	0.3	0.6	0.4	0.6	0.4	0.5	1.3	1.1	0.9	0.9	1.6	0.8
		両島橋	1.6	0.4	0.6	0.7	1.1	0.6	0.8	0.8	1.0	1.1	0.8	1.8	0.9
		神之木橋	4.3	0.8	2.4	1.1	2.7	1.9	3.5	3.6	3.3	4.9	3.2	5.7	3.1
		中電取水口付近	2.7	0.9	1.7	0.9	1.7	2.0	1.4	2.8	3.0	3.7	3.0	5.6	2.5
		木曽川合流前	2.8	1.0	3.3	1.6	2.3	3.0	4.4	5.6	3.9	3.5	3.2	5.0	3.3
	飯沼川	下橋戸橋	0.9	0.2	0.5	0.5	0.6	0.6	0.4	1.1	0.8	1.2	0.6	1.6	0.8
	伊織川	飯沼川合流前	1.0	0.2	0.3	0.5	0.4	0.4	0.2	1.1	1.7	0.7	0.7	1.9	0.7
	小沢溜池	上流	0.8	0.3	0.3	0.5	0.5	0.4	0.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.0	0.7
	定蓮寺川	公文橋	1.0	0.2	0.5	0.6	0.7	0.9	0.7	1.1	1.1	1.1	1.5	1.4	0.9
	永田川	長島橋	1.9	0.5	0.6	0.6	1.6	0.5	0.5	1.1	1.1	0.5	1.3	1.7	1.0
		新栄橋	11	8.7	8.7	4.2	6.9	21	1.3	24	34	22	30	1.4	14.4
	田達川	永田川合流前	1.3	0.5	0.4	0.3	1.0	0.6	1.5	0.8	1.6	1.3	1.0	1.1	1.0
	小路川	中央道下	1.3	0.9	0.7	0.9	2.3	0.8	0.8	1.5	2.4	1.4	1.0	2.2	1.4
	横町川	東海神栄付近	2.7	1.9	0.8	0.3	1.9	1.0	1.1	1.6	1.6	2.2	1.4	2.3	1.6
	濁川	中津川市境	3.3	1.7	1.1	0.6	4.8	0.6	0.7	1.2	1.1	1.5	1.3	2.9	1.7
		奉行橋	1.4	0.8	1.6	0.3	1.4	1.0	1.4	2.0	1.4	1.9	1.9	3.7	1.6
	岩村川	本郷橋	1.3	0.3	0.8	0.5	1.1	0.7	0.8	1.4	1.5	1.1	0.8	1.7	1.0
	富田川	富田会館付近	0.8	0.2	0.3	0.2	0.5	0.4	0.2	0.7	1.1	0.8	0.5	1.0	0.5
	飯羽間川	上田橋	1.0	0.2	0.2	0.2	0.4	0.5	0.4	1.0	1.1	1.2	0.4	1.2	0.7
	千田川	千田橋	1.4	0.5	2.7	0.3	0.9	0.7	0.5	1.3	1.2	1.3	0.9	1.6	1.1
		木曽川合流前	1.2	0.6	0.5	0.2	0.9	0.5	0.2	0.7	1.2	0.4	0.6	1.3	0.7
	山中川	千田川合流前	1.1	1.8	0.7	0.2	0.7	0.4	0.3	0.9	1.1	1.2	1.1	0.9	0.9
	木曽川	笠置橋	1.4	0.4	1.1	0.4	0.9	0.5	0.4	1.1	1.6	1.5	1.0	1.4	1.0
	和田川	和田川橋	1.0	0.7	4.9	0.4	1.1	0.6	0.6	1.0	1.3	1.3	1.0	1.4	1.3
		安弘見橋	1.3	0.5	0.7	0.4	0.6	0.3	0.3	1.4	1.2	1.2	0.9	1.2	0.8
	中野方川	中央橋	1.4	0.6	0.6	0.4	0.7	0.5	0.7	2.8	0.6	0.6	0.7	2.4	1.0
		野瀬橋	0.9	0.4	0.5	0.4	0.6	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.6	1.0	0.6
		巴橋	1.4	0.4	0.6	0.5	0.7	0.4	1.1	1.4	0.7	0.6	0.5	1.2	0.8
庄 内 川 水 系	土岐川	浜松橋	0.9	0.8	1.1	1.0	0.4	0.7	0.4	1.1	0.7	0.6	0.7	1.0	0.8
		折坂橋	1.0	0.6	1.0	0.6	1.0	3.1	0.7	2.4	1.6	1.8	2.2	4.3	1.7
		藤川合流前	1.1	0.6	0.5	0.4	1.5	1.1	0.9	2.7	1.3	0.9	0.9	1.5	1.1
		瑞浪市境	1.0	0.8	0.8	0.6	0.9	0.9	1.1	1.6	1.3	0.8	0.8	1.8	1.0
	藤川	伊保沢橋	0.9	0.4	0.7	0.5	0.8	0.8	0.6	1.0	0.7	0.6	0.9	1.3	0.8
	佐々良木川	殿畑夕立山	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	0.7	0.9	0.7	0.5	0.9	0.7	0.6
		瑞浪市境	0.6	0.9	0.7	0.2	0.8	0.5	0.9	1.6	0.8	0.7	0.9	1.3	0.8
	小里川	広瀬橋	1.1	0.5	1.1	0.4	1.0	0.7	1.0	2.4	1.1	1.2	1.9	1.3	1.1
大坪川	小里川合流前	1.1	1.1	1.1	0.6	1.1	1.0	1.4	2.6	1.0	1.2	2.8	1.6	1.4	
矢 作 川 水 系	阿妻川	阿妻才坂合流点	0.7	0.4	0.5	0.4	0.6	0.6	0.7	1.7	0.7	0.5	1.3	1.5	0.8
	明智川	交番裏合流点下	1.4	0.8	1.0	0.7	0.9	1.3	1.2	1.5	1.5	1.3	0.8	1.8	1.2
		出合橋合流点下	0.5	0.6	0.8	0.6	0.9	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7	0.3	1.2	0.7
	大平川	ゴルフ場下	1.0	1.8	0.8	0.7	2.5	1.0	0.9	1.6	1.1	1.0	1.0	2.3	1.3
	高波川	高波橋	0.5	1.0	0.7	0.6	0.8	0.5	0.9	0.8	0.8	1.0	0.8	1.9	0.9
	吉田川	吉良見川合流点	1.5	1.1	1.0	0.8	0.8	1.3	1.7	1.5	1.3	1.8	1.5	3.0	1.4
		ゴルフ場放流水	3.0	2.0	3.9	2.3	1.1	0.4	1.3	1.6	1.8	1.9	3.3	3.8	2.2
	門野川	浄化センター下	0.6	0.6	0.6	0.3	0.7	0.6	1.0	0.7	0.6	0.6	0.5	1.1	0.7
	上村川	鶴鶴橋	0.4	0.5	0.6	0.5	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6	0.8	0.4	1.1	0.7
	飯田洞川	中広橋	0.3	0.4	0.4	0.2	0.5	0.6	1.1	0.9	0.7	0.5	0.3	1.6	0.6
	岩倉川	中島林道	0.3	0.4	0.3	0.2	0.5	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.3	1.0	0.5
追沢川	追沢林道	0.7	0.4	0.4	0.3	0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	0.4	0.3	1.7	0.6	

※白ヌキ数字は75%値を示す

BODの環境基準達成状況

水質汚濁に関する環境基準のうち、類型指定を受けた河川におけるBODの適合状況は〔表 3-2-6〕の通りです。平成 18 年度は、75%水質値で土岐川の一部を除くすべての調査地点において、環境基準に適合していると評価できる結果となりました。平成 18 年度における岐阜県の環境基準適合に係るBODの達成率は99%（平成 17 年度の全国河川の達成率は87%）でしたが、当市では18カ所の調査地点のうち17カ所で環境基準を達成していますので、達成率は94%となりました。

〔表 3-2-6〕 河川別BODの環境基準達成状況

河川名		採水箇所	平成 17 年度			平成 18 年度			類型（基準値）
			75%評価 X / Y	75%値 (mg/ℓ)	達成 状況	75%評価 X / Y	75%値 (mg/ℓ)	達成 状況	
木曽川水系	阿木川	天神橋	0/12	1.2	○	0/12	0.9	○	A（2mg/ℓ以下）
		両島橋	0/12	1.4	○	0/12	1.1	○	
		神之本橋	2/12	3.9	○	1/12	3.6	○	C（5mg/ℓ以下）
		中電取水口付近	2/12	3.3	○	1/12	3.0	○	
		木曽川合流前	1/12	4.3	○	1/12	3.9	○	
	木曽川	笠置橋	0/12	1.4	○	0/12	1.4	○	A（2mg/ℓ以下）
	中野方川	中央橋	0/12	0.9	○	2/12	0.7	○	A（2mg/ℓ以下）
		野瀬橋	0/12	0.9	○	0/12	0.7	○	
		巴橋	0/12	0.7	○	0/12	1.1	○	
庄内川水系	土岐川	浜松橋	0/12	0.7	○	0/12	1.0	○	A（2mg/ℓ以下）
		折坂橋	0/12	1.4	○	4/12	2.2	×	
		藤川合流前	0/12	1.1	○	1/12	1.3	○	
		瑞浪市境	0/12	1.2	○	0/12	1.0	○	
	小里川	広瀬橋	0/12	1.5	○	0/12	1.2	○	B（3mg/ℓ以下）
矢作川水系	阿妻川	阿妻才坂合流点	1/12	1.0	○	0/12	0.7	○	A（2mg/ℓ以下）
	明智川	交番裏合流点下	2/12	1.6	○	0/12	1.4	○	A（2mg/ℓ以下）
		出合橋合流点下	0/12	0.6	○	0/12	0.7	○	
	上村川	鵜鴎橋	1/12	0.7	○	1/12	0.8	○	AA（1mg/ℓ以下）

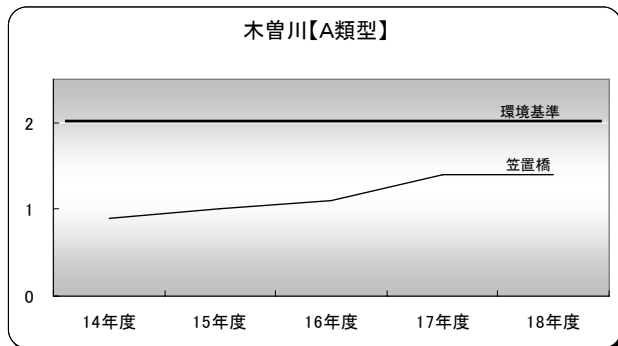
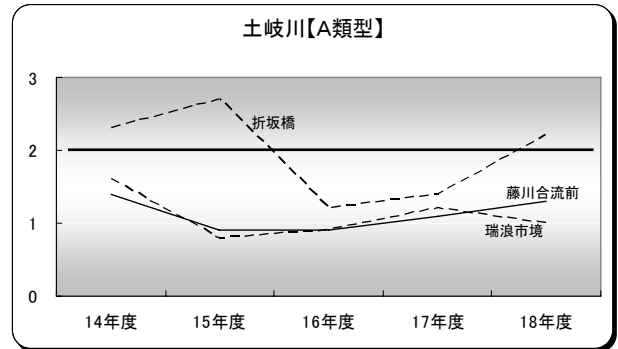
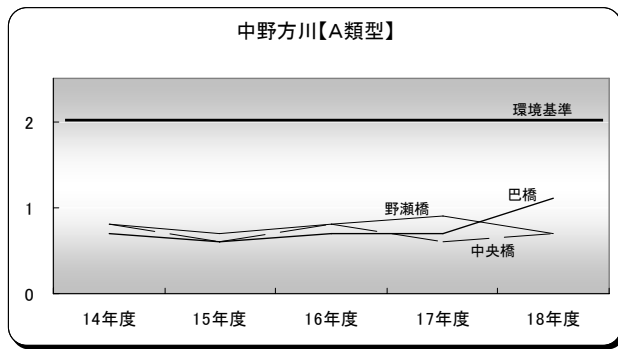
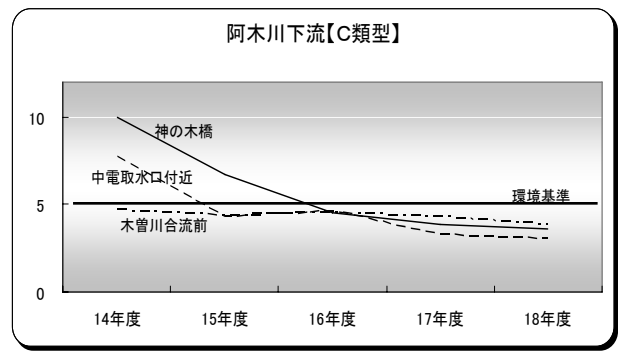
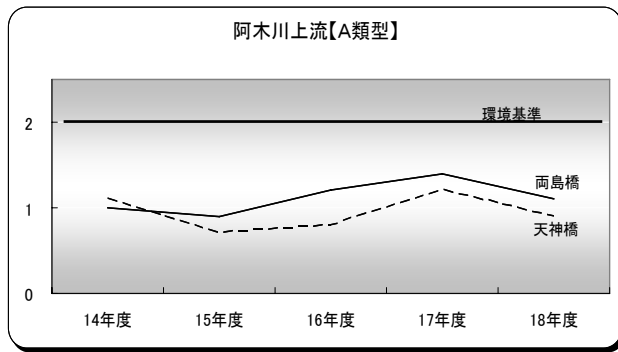
BOD値の経年変化

継続的に調査をしている地点における過去5年のBOD値（75%値）の経年変化を〔図 3-2-1〕に示しました。

阿木川では、平成 15 年度まで下流域で環境基準を達成していない箇所がありましたが、平成 16 年度以降は、すべての調査地点で環境基準を達成しています。これは、阿木川環境対策協議会などを通じて地域住民や流域の工場、各関係機関による水質汚濁削減の取り組みが、水質向上の成果に結び付いたものと思われます。

阿木川最下流部（木曽川合流前）におけるBODの75%値は、平成 17 年度 4.3mg/ℓから平成 18 年度では 3.9mg/ℓとなりました。市では総合計画の中で河川水質のワンランクアップを目標に掲げており、平成 27 年度にはこの調査地点におけるBOD値を、現在のC類型からB類型の環境基準に相当する 3mg/ℓ以下になるよう各種の水質保全施策を進めていくこととしています。

[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化



(3) 河川底質汚濁の現況

河川底質の汚濁状況および汚染による水生生物への影響等を把握するため、市内3地点で年1回底質調査を実施しています。

また魚体についての調査では、阿木川下流で採取した魚のPCBを分析したところ、定量下限値以下(0.01mg/kg未満)となりました。

[表 3-2-7] 河川底質調査結果

項目	採取箇所	阿木川中央道架橋付近		阿木川恵那大橋付近		永田川新栄橋付近	
		17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
強熱減量 (%)		2.5	1.4	1.6	1.8	1.6	2.6
乾燥減量 (%)		33	25	21	26	22	28
フェノール類 (mg/kg)		1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
有機リン化合物 (mg/kg)		1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
全窒素 (mg/kg)		550	320	150	260	300	350
全リン (mg/kg)		80	140	12	130	28	140
カドミウム (mg/kg)		0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
鉛 (mg/kg)		3.4	4.0	3.9	4.8	7.5	10
総水銀 (mg/kg)		0.01未満	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01
PCB (mg/kg)		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀化合物 (mg/kg)		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
六価クロム (mg/kg)		2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
ヒ素 (mg/kg)		2.2	1.6	1.9	1.8	2.1	3.3
シアン化合物 (mg/kg)		0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

採取日：平成18年2月27日、平成19年2月21日

(4) 水質汚濁に係る排水規制

公共用水域の汚濁を防止するため、「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」により、特定事業場（同法施行令別表1）から公共用水域に排出される水については、排水基準が設定されています。この規制基準に適合しない排水を放流した場合には、罰則が定められています。

水質汚濁防止法による排水基準

人の健康に有害なカドミウム、シアン、鉛などの物質（同法施行令第2条）については、すべての特定

事業場に排水の規制基準が定められています〔表 3-2-8〕。また pH、BOD などの生活環境項目については、1 日当たりの排水量 50 m³以上の特定事業場に排水基準が適用されます〔表 3-2-9〕。

〔表 3-2-8〕 人の健康に係る排水基準（有害物質）

排水基準を定める省令 別表 1

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ	1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
有機燐化合物	1mg/ℓ	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	0.1mg/ℓ	チウラム	0.06mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ	シマジン	0.03mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
P C B	0.003mg/ℓ	ベンゼン	0.1mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	ホウ素及びその化合物	10mg/ℓ（海域以外の公共用水域に排出されるもの）
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	フッ素及びその化合物	8mg/ℓ（海域以外の公共用水域に排出されるもの）
四塩化炭素	0.02mg/ℓ	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ		

〔表 3-2-9〕 生活環境の保全に係る排水基準

排水基準を定める省令 別表 2

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度（PH）	5.8 以上 8.6 以下	亜鉛含有量（Z n）	5mg/ℓ
B O D （生物化学的酸素要求量）	160mg/ℓ （日間平均 120mg/ℓ）	溶解性鉄含有量（F e）	10mg/ℓ
C O D （化学的酸素要求量）	160mg/ℓ （日間平均 120mg/ℓ）	溶解性マンガン含有量（M n）	10mg/ℓ
浮遊物質（S S）	200mg/ℓ （日間平均 150mg/ℓ）	クロム含有量（C r）	2mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質 量（鉱油類含有量）	5mg/ℓ	フッ素含有量（F）	15mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質 量（動植物油脂類含有量）	30mg/ℓ	大腸菌群数	日間平均 3000 個/c m ³
フェノール類含有量	5mg/ℓ	窒素含有量（N）	120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）
銅含有量（C u）	3mg/ℓ	リン含有量（P）	16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

備考 1 BODは湖沼、海域への排水を除き適用、CODは湖沼、海域への排水のみ適用する。

2 窒素含有量とリン含有量は、特定の湖沼と流入河川への排水のみ適用する。

(5) 発生源の監視・指導

市内の「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-2-10] の通りです。これらの事業所については、県・市で立入調査をし、施設の管理状況などの監視・指導をしています。

[表 3-2-10] 水質関係の業種別特定事業場数

平成 19 年 3 月 31 日現在

区 分		特定事業場数	排水基準適用特定事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	畜 産	54	1
	食 品	94	-
	染 色	2	-
	製 紙	3	3
	出 版	-	-
	化 学	-	-
	生 コ ン	7	1
	窯 業	62	40
	砕 石	4	4
	機 械	1	1
	表 面 処 理	5	3
	メ ッ キ	4	3
	旅 館	67	5
	洗 濯	20	3
	車 両 洗 浄	33	-
	試 験 研 究	4	-
	し 尿 処 理	11	11
	下 水 道	6	6
	そ の 他	49	5
小 計		426	86
県 公 害 防 止 条 例	写 真 製 版	3	-
	ス プ レ ー	5	3
	段 ボ ー ル	6	6
	畜 産	62	-
	給 油 所	71	-
	吹 付 け	4	2
	石 材	-	-
小 計		151	11
合 計		577	97

資料：岐阜県環境白書

(6) 食用廃油の回収

川を美しくする運動「ブルーリバー作戦」の一環として、使用済みの食用油を回収しています。旧恵那市地区では従前から年2回、拠点による廃油回収を実施しており、また旧山岡町と旧明智町でも廃油回収は行われていましたが、いずれも回収した廃油は廃棄物として処理されていました。

平成18年8月からは市内全域27カ所を拠点に月1回の食用廃油回収事業を始めました。容器の設置と回収を恵那たんぼぼ作業所に委託し、回収した食用廃油は、同作業所でバイオディーゼル燃料化され、自動車などに活用されています。

[表 3-2-11] 平成18年度の廃油回収量

単位：リットル

地区	回収場所	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大井	岡瀬沢西集会所	3	11	0	0	3	0	15	0	32
	丸池自治会館	2	5	0	0	0	0	2	5	14
	福祉センター	60	13	40	3	30	3	10	20	179
長島	市役所会議棟	10	10	2	18	2	0	0	0	42
	正家公民館	40	0	0	12	0	1	10	0	63
	中野会館	60	100	3	10	34	0	20	10	237
	アグリパーク	30	0	0	22	2	2	0	0	56
	千田公民館	40	8	0	2	8	0	10	10	78
東野	上組公会堂	20	2	1	3	2	0	0	0	28
	東野公民館	35	6	0	8	5	0	40	0	94
三郷	三郷公民館	25	12	0	10	25	0	0	2	74
	野井公民館	2	19	8	3	27	0	20	1	80
武並	旧武並事務所	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	武並公民館	2	3	10	0	2	0	16	5	38
	武並コミュニティセンター	0	6	3	8	0	0	0	1	18
笠置	毛呂窪公民館	30	30	0	0	10	1	12	7	90
	笠置振興事務所	40	2	0	8	4	0	8	0	62
	河合公民館	30	10	0	0	5	20	20	0	85
中野方	第2区公民館	20	2	4	5	0	0	0	5	36
	中野方公民館	50	2	4	25	1	1	2	2	87
	第9区公民館	60	10	2	10	1	1	20	10	114
飯地	飯地公民館	30	22	0	20	35	0	2	2	111
岩村	岩村振興事務所	3	0	0	0	0	0	0	40	43
山岡	山岡保健センター	145	96	10	80	30	120	26	28	535
明智	明智振興事務所	121	70	0	80	14	28	10	0	323
串原	串原振興事務所	0	0	0	10	0	0	0	0	10
上矢作	上矢作振興事務所	80	8	13	0	16	0	20	4	141
合計		943	447	100	337	256	177	263	152	2,675

3. 騒音・振動

騒音

騒音とは、不快に感じられる音や睡眠に影響を与えるような「好ましくない音」などのことをいいます。心理的要因が強く個人差があるため、感覚的公害とも言えます。

騒音公害は、日常生活にかかわりが深く、しかも身近に感じられるもので、発生源は工場・事業場、建設作業をはじめ、自動車・鉄道などの交通機関、商店・飲食店・家庭生活など多種多様にわたっています。

(1) 騒音に係る環境基準

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準として、一般地域および道路に面する地域について環境基準を定めています。

〔表 3-3-1〕 環境騒音（一般地域の基準値）

地域の区分		時間の区分	昼間（A6:00～P10:00）	夜間（P10:00～A6:00）
a	①規制法第1種区域 ②同2種区域のうち、都市計画法第8条第1項に基づく第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域		55dB以下	45dB以下
b	規制法第2種区域のうちa類型に該当しない地域			
c	規制法第3種区域および第4種区域		60dB以下	50dB以下

〔表 3-3-2〕 環境騒音（道路に面する地域の環境基準）

地域の区分	時間の区分	昼間 A6:00～P10:00	夜間 P10:00～A6:00
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
c 地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する区域		70dB以下	65dB以下

(2) 騒音の現況

市では、一般地域および道路に面する地域の騒音の現況を把握するため、年1回一般地域6カ所、道路に面する地域1カ所で騒音調査を実施しています。

[表 3-3-3] 環境騒音測定結果（一般地域）

（単位：デシベル）

測定場所	測定時間	等価騒音 レベル	90%レンジ		地域類型 環境基準
			上端	下端	
文化センター駐車場	午前	53.4	56.3	47.9	A 55 以下
	午後	53.1	55.8	48.2	
長島町 中野児童公園	午前	52.2	54.6	48.3	C 60 以下
	午後	52.5	54.2	50.1	
旧武並公民館	午前	55.4	57.4	53.3	B 55 以下
	午後	54.4	56.0	50.7	
山岡町馬場山田 上九号組集会所	午前	43.3	46.3	37.2	B 55 以下
	午後	44.9	47.9	39.1	
山岡町 J A 遠山支店	午前	53.3	56.2	45.6	C 60 以下
	午後	57.4	60.3	49.8	
山岡町新原住宅	午前	45.0	48.5	39.7	B 55 以下
	午後	42.8	45.4	36.3	

平成 18 年 11 月 29-30 日測定

[表 3-3-4] 環境騒音測定結果（道路に面する地域）

（単位：デシベル）

時間帯	等価騒音 レベル	背後地騒音	10 分間交通量					地域類型 環境基準
			車線	大型	普通	二輪	平均走行 速度	
昼間	67.9	59.2	測定側	4	38	2	45.6	B 65 以下
			反対側	4	49	1	45.4	
夜間	61.3	51.6	測定側	1	9	0	49.6	B 60 以下
			反対側	1	12	1	50.8	

測定場所：主要地方道恵那白川線 長島町中野地内 朝日生命ビル前

測定日：平成 18 年 10 月 30-31 日

(3) 騒音に係る規制基準

特定施設騒音

「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、騒音を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表 1、条例施行規則別表 10）、地域ごとに基準を定め、規制しています〔表 3-3-5、表 3-3-6〕。

〔表 3-3-5〕 特定工場等に係る騒音の規制基準

岐阜県公害防止条例施行規則別表 12

区域の区分	時間の区分 昼間 A8:00～P7:00	朝・夕 A6:00～A8:00 P7:00～P11:00	夜間 P11:00～A6:00
第 1 種区域（住居専用地域など）	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域（住居地域など）	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域（商業・準工業地域）	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域（工業地域）	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- ①騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ②騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大限がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
- ④騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

〔表 3-3-6〕 騒音規制地域一覧

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準
昭和 44 年 6 月 19 日岐阜県告示第 486 号

第 1 種区域	大井町 南関戸の全部 学頭、野越、的ヶ屋敷、根津、鏡山、蓮華寺の各一部 長島町 【中野】硯水、羽根平、神明前の各一部 【永田】竹ノ下の一部
第 2 種区域	大井町 第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 長島町 正家二丁目、正家三丁目、鍋山の各全部 中野、正家、永田、久須見のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 東野 全部 三郷町 全部 武並町 藤の全部 竹折のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 笠置町 全部 中野方町 全部 飯地町 全部 岩村町 【飯羽間】字湯平、字飯留、字下豊田、字飯留口、字與十郎分、字廣見、字蔵前、字山脇、字鳥屋場、字下平、字八本木、字下本郷、字分根、字下小坪、字小坪、字箕輪、字平畑、字大平、字中根、字寺屋敷、字川前、字土取、字極楽寺、字山ノ田、字大坪、字松割、字蔵屋敷、字半ノ木、字小箸原、字駒ヶ洞、字上尾先、字下尾先、字上田、字塔ヶ根、字石佛、字菜種、字柳ヶ坪、字下駒ヶ洞、字中屋、字前田、字欠ノ下、字根平、字洞田、字上菜種、字上根、字大洞、字坂下、字向イ畑、字柳本、字上山ノ田、字寺洞、字信、字向イ田、字森下、字市場田、字高洞、字大平、字堤下、字高松、字上平、字永洞、字西川、字大下洞、字恵立、字柝洞、字小見屋洞、字大見屋洞、字小屋ヶ根、字片小沢、字上八木、字中平、字小沢山、字島田、字檜植、字飯塚の各全部 【富田】字上豊田、字木曾洞、字打杭、字坂本、字堀田、字七蔵、字大洞、字鈴ヶ根、字下リ松、字茶畑、字水昌山下、字茶畑裏、字傳右屋敷、字庄ノ脇、字杉洞、字天神下、字石田、字沖之下、字櫻本、字上田中、字佐婆下、字向田、字上の平、字栗山、

第2種区域 つづき	字新田、字清水、字土井脇、字土井原、字高橋、字下田中、字花沖、字札之辻、字仲田、字寥外道、字漆洞、字鳥屋道、字三学裏、字三学、字九左、字分井、字楮洞、字芝原、字西側、字宮脇、字鐘鋳所、字垣外場、字畑中、字嶋原、字脇ノ下、字廣田、字満場、字長田、字古市場、字郷中、字宮前、字吉原、字上石田、字申堂、字上野山、字平岩、字姥ケ洞、字林下、字若宮前、字梨ノ木、字梅昌庵、字仲側、字四ツ谷、字鷹匠、字経塚、字吉田川、字新建、字上本郷、字柳下、字赤羽根、字大模、字熊洞、字中野洞、字跡見坂、字天神山、字天神洞、字新市場、字分根の各全部 【岩村町】字山上、字西分根、字東分根、字新市場、字大将陣、字上屋後、字下屋後、字杉本、字大通寺、字上広表、字下広表、字矢田、字矢坪、字定京、字後田、字坂下、字大路、字裏山、字丸山、字鷹鷲、字桑原、字打越、字瀧頭、字築出、字一色、字塩坪、字新柱、字杉ケ沢、字蕨平、字大根洞、字梶平、字菅沼、字高松の各全部 山岡町 上手向、久保原の各全部 釜屋、下手向、田代、馬場山田、原のうち第3種区域を除いた地域 う4 明智町 字十日市場、字滝坂、字藤ノ木、字大庭、字向町、字大柳の各一部 【吉良見】字矢請、字萱掛の各一部 串原 字上沢、字中沢、字下沢、字北松林、字西松林、字上峯、字下峯、字南松林、字西木根、字北木根、字下大平、字上大平、字南木根、字東木根、字北柿畑、字南柿畑、字戸中、字下松本、字上松本、字福原、字森上、字大竹、字岩倉、字相走、字大野、字舟渡、字川ケ渡、字大築、字閑羅瀬の各一部 上矢作町 字大門、字辻見堂、字川原島、字西ノ沢、字平井、字新市場、字清水、字万場、字下広表、字上広表、字中島、字本地、字末広、字下モ田の各全部 小田子字大平下の一部
第3種区域	大井町 葛沢の全部 雀子ケ根、城の欠、太手、島田、神の木、本町、堅町、茶屋町、橋場、市神下、道昌田、女刈、佐渡、舟橋、深沼の各一部 長島町 【中野】芝田の全部 家久後、山野田、薦ケ入、島田、丸蔵田、田違下、坊屋敷、家浦、石橋、一色、堤下、居屋敷、下浦、霜月田、寺ノ下、上芝田、田中、松葉田、六反田、神田の各一部 【正家】一丁目、一丁田、河原田、牧田の各一部 岩村町 字平井戸、字梨ノ木、字林、字殿町、字本町、字合原、字若宮、字中溝、字両家、字新町、字西町の各全部 山岡町 【馬場山田】字和田の全部 【下手向】字下平、字木伐戸、字神戸、字池の尻、字上神田、字下神田、字中嶋の各全部 字安免、字繁広、字大沼、字八重洞、字落合、字冷夕川、字土岐坂、字石戸、字郡上、字雲路、字二百山の各一部 【釜屋】字天地平、字神田、字四反田、字石橋、字下平、字黒地、字花本、字天池、字高瀬、字西洞、字上ケ平、字福尾戸、字石川、字折立、字国地、字引地、字百畔、字市場、字本蔵、字雲地、字中屋、字梅の木、字轟、字金張、字山崎、字向田の各全部 字油田、字鶴岡、字大洞、字横山、字新田、字中一本木、字下一本木の各一部 【原】字引地、字中洞道下、字堅岩、字下沼、字道下通、字小万場、字札の辻、字切山、字山脇、字大坪、字長沢の各全部 字立野、字大牧、字足沢、字黒ケ谷、字洞口、字中洞、字大西、字向山の各一部 【田代】字与助畑、字広瀬、下総レイの各一部 明智町 字小畑、字折戸、字森下、字徳平、字久後、字竹ノ内、字古町、字宮町、字石坪、字城山、字新地、字本町、字上平、字新町、字井ノ切の各全部 字大庭、字荒井、字藤ノ木、字十日市場、字滝坂、字向町、字大柳、字法明、字甫地ケ洞、字米加美、字徳間、字万ケ洞、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家、字後山、字正住地の各一部 【吉良見】字松ノ木、字神ノ木の各全部 字矢伏、字横山、字平垣外、字平、字中畑、字秋田、字矢請、字萱掛の各一部 【大田】字山脇、字小平沢、字大井、字新地、字山畑、字狐洞、字駒ケ刈、字根崎、字花田、字井ノ下、字木ノ本、字馬場、字平山、字白坂、字丸山の各全部 字水神ノ木、字略田、字木ノ下、字桜木、字丸川、字蕨下、字吉原、字大渚、字ナメ入、字鼠差、字カイツケの各一部
第4種区域	長島町 【中野】乗越、薦ケ入の各一部 【久須見】新田の一部 武並町 新竹折の全部 【竹折】洞、月沢、一町田の各一部 明智町 字大真菰、字月郡、字正住地、字法明、字万ケ洞、字小斗、字大久手、字片平、字大小屋、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家の各一部 【杉野】字馬坂田の一部 【大田】字水神ノ木、字吉原、字カイツケ、字鼠差の各一部

特定建設作業騒音

ビル建設や大規模工事に伴って発生する特定建設作業騒音を防止するため、「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、用途地域の区分に準じて規制地域が指定され指定区域内で行われる建設作業について規制基準が定められています。

〔表 3-3-7〕 特定建設作業による騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第 1・2 号区域	次の①～⑧を使用する作業で一定規模以上のもの ①くい打機・くい抜機・くい打くい抜機 ②びょう打機 ③さく岩機 ④空気圧縮機 ⑤コンクリートプラント・アスファルトプラント ⑥バックホウ ⑦トラクターショベル ⑧ブルドーザー
規制基準値	第 1・2 号区域	85dB
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	第 1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業時間	第 1・2 号区域	連続 6 日を越えないこと
作業日	第 1・2 号区域	日曜日その他の休日でないこと

第 1 号区域：特定工場などに係る規制の区域区分が第 1 種～第 3 種区域と第 4 種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域。

第 2 号区域：同第 4 種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く）。

自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では自動車騒音の許容限度を定めており、自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、市町村長は県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請などができるとされています。

〔表 3-3-8〕 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 A6:00～P10:00	夜間 P10:00～A6:00
a 区域および b 区域のうち 1 車線の道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	75dB	70dB
c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		

a 区域：①第 1 種騒音規制区域、②第 2 種区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項の規定による第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 2 種騒音規制区域（a 区域を除く）

c 区域：第 3 種、第 4 種騒音規制区域

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の指定（平成 12 年 3 月 31 日告示第 259 号）

近隣騒音

近隣騒音という確定した定義はありませんが、家庭生活に密接に関係する身近な騒音は、近隣間のトラブルの原因となってしまうことがあります。中でも生活騒音は、個人の日常生活に伴って発生することから（例：ステレオ等の音響機器・クーラー等の冷暖房施設）住民一人ひとりのモラルやマナーによるところが大きくなっています。

近隣騒音を代表する深夜騒音については、飲食店などに対して規制が定められおり（県公害防止条例第58条）、音響機器の使用が制限されています（同条例第58条の2）。また利用者の義務として、静穏の保持に協力しなければならないこととされています（同条例58条の3）。

〔表 3-3-9〕 飲食店営業に係る騒音の規制基準

県公害防止条例 58 条
同施行規則 27 条

対象の営業	規制する時間	区域の区分	規制基準値
飲食店※ 喫茶店	午後 10 時～午前 6 時	第 1 種区域	40dB
		第 2 種区域	45dB
		第 3 種区域	50dB
		第 4 種区域	60dB

※食品衛生法施行令 35 条 1 号に規定する飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他）のうち設備を設けて客に飲食させる営業

〔表 3-3-10〕 飲食店営業に係る音響機器使用制限

県公害防止条例 58 条の 2
同施行規則 27 条の 2

対象の営業	対象音響機器	規制する時間	区域の区分	規制する地域等
飲食店 喫茶店	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置	午後 11 時 ～午前 6 時	第 1 種区域	全域
			第 2 種区域	全域
			第 3 種区域	①病院、有床診療所、特別養護老人ホームの敷地 ② ①に隣接する飲食店、喫茶店

※音が外部に漏れない措置をしてあれば除外されます。

(4) 発生源の監視・指導

市内の「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-3-11] の通りです。

[表 3-3-11] 騒音関係の業種別特定事業場数

平成 19 年 3 月 31 日現在

区 分		施設数	工場数
騒 音 規 制 法	金属加工機械	140	17
	空気圧縮機	557	81
	土石用破碎機等	103	24
	織機	54	1
	建設用資材製造機械	11	6
	穀物用製粉機	0	0
	木材加工機械	189	52
	抄紙機	3	3
	印刷機械	53	13
	合成樹脂用射出成形機	218	14
	鋳型造型機	0	0
小 計		1,328	211
県 公 害 防 止 条 例	研磨機	8	3
	空気圧縮機及び送風機（製剤・木工）	52	8
	窯業焼成炉用バーナー	57	24
	ねん糸機	38	1
	紙工機械	11	7
	合成樹脂用粉碎機	10	3
	高速切断機	19	8
	走行クレーン	150	21
	クーリングタワー	77	31
	冷凍機	75	17
	タイル成型用プレス	18	1
小 計		515	124
合 計		1,843	335

振動

振動は工場の生産活動や自動車などの通行によって発生し、騒音公害と類似した特性があります。主として心理的・感覚的要因が強く、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多くあります。振動については環境基準を定められていません。

（１）振動に係る規制基準

特定施設振動

「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、振動を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表 1、条例施行規則別表 11）、地域ごと〔表 3-3-5〕に基準を定め規制しています。（法第 3 条）〔表 3-3-12〕

〔表 3-3-12〕 特定工場などに係る振動規制基準

区分	昼間（A8:00～P7:00）	夜間（P7:00～A8:00）	備考
第 1 種区域	60dB	55dB	騒音規制法による第 1 種区域と第 2 種区域
第 2 種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第 3 種区域と第 4 種区域

特定建設作業振動

特定建設作業による振動については、「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、騒音と同様に規制基準が定められています。

〔表 3-3-13〕 特定建設作業による振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規 制 内 容
特定建設作業	第 1 ・ 2 号区域	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 鋼球による破壊作業 舗装版破碎機 ブレーカー
規制基準値	第 1 ・ 2 号区域	7 5 dB
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	第 1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業期間	第 1 ・ 2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1 ・ 2 号区域	日曜日その他の休日でないこと

第 1 号区域 騒音規制法による区域区分が第 1 ～ 3 種区域と第 4 種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域。
第 2 号区域 同第 4 種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く）。

道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、これらにあわせて、道路交通振動についての対策をするよう要請できる限度（要請限度）を定めています。

[表 3-3-14] 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 A8:00~P7:00	夜間 P7:00~A8:00	備考
第 1 種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第 1 種区域と第 2 種区域
第 2 種区域	70dB	65dB	騒音規制法による第 3 種区域と第 4 種区域

道路交通振動の限度 振動規制法施行規則別表 2

区域と時間の指定 振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定（昭和 53 年 3 月 10 日岐阜県告示第 156 号）

（２）発生源の監視・指導

市内の振動規制法による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-3-15] の通りです。

[表 3-3-15] 振動関係の業種別特定事業場数

平成 19 年 3 月 31 日現在

施 設 の 種 類	施設数	工場数
金属加工機械	251	26
圧縮機	192	42
土石用破砕機等	229	53
織機	3	1
建設用資材製造機械	4	2
木材加工機械	14	11
印刷機械	39	10
ゴム練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	174	6
鋳造型機	3	1
合 計	909	152

4. 悪臭

日常生活の中にはさまざまなにおいがありますが、腐敗臭のように人に不快感や嫌悪感を与えるようなものを悪臭と言います。これが人の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は人の感覚に直接知覚されるもので個人差が大きく、発生源は工場・事業場や畜産場のほか、商店・飲食店・一般家庭など日常生活に伴うものなど多種多様です。また悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制について非常に厳しい面があります。

(1) 悪臭に係る規制基準

「悪臭防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定しており（同法第3条）、恵那市は全域が指定地域となっています。

従って、市内に工場・事業場を設置している事業者は、[表 3-4-1] に示した規制基準を順守しなければなりません。（同法第4条第1項）

[表 3-4-1] 悪臭物質の規制基準

(○=規制対象)

悪臭物質	化学式	1号基準 (ppm) 敷地境界線上		2号基準 気体排出口	3号基準 排水水
アンモニア	NH_3	○	1	○	
メチルメルカプタン	CH_3SH	○	0.002		○
硫化水素	H_2S	○	0.02	○	○
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	○	0.01		○
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	○	0.009		○
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	○	0.005	○	
アセトアルデヒド	CH_3CHO	○	0.05		
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	○	0.05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	○	0.009	○	
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	○	0.02	○	
ノルマルバレアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	○	0.009	○	
イソバレアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	○	0.003	○	
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	○	0.9	○	
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$	○	3	○	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	○	1	○	
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	○	10	○	
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CHCH}_2$	○	0.4		
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	○	1	○	
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	○	0.03		
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	○	0.002		
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	○	0.0009		
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	○	0.001		

煙突等気体排出口における規制基準（2号基準）

煙突その他の気体排出施設から排出されるアンモニアなど 13 物質の排出口の規制基準は、大気中への拡散を考慮に入れ、次の式により算出される悪臭物質の種類ごとの流量となります。

$$q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q：流量（単位：Nm³/時）

H_e：補正された排出口の高さ（m）

C_m：1号基準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

※補正された排出口の高さ（H_e）が5m未満となる場合は、この式は適用されません。

排水水の敷地外における規制基準（3号基準）

排水水に含まれるメチルメルカプタンなど 4 物質の規制基準は、排水水中の悪臭物質の種類ごとの濃度とし、排水水量により 3 段階に区分されます。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm}：排水水中の濃度（mg/ℓ）

k：下表に掲げる排水水量ごとの値（mg/ℓ）

C_m：1号基準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

	Q≤0.001	0.001<Q≤0.1	0.1<Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

Q：排水水量（m³/秒）

〔表 3-4-1〕に示した規制基準は、6 段階臭気強度表示法の臭気強度では 2.5 に相当します。（ただし、ノルマル酪酸のみ臭気強度 3）

〔表 3-4-2〕 6 段階臭気強度表示法

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

〔表 3-4-3〕 悪臭物質の特徴と主要発生源

悪臭物質	においの特徴	主な発生源
アンモニア	し尿臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	あおくさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	発酵した刺激臭	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガス臭	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	濡れた靴下のおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	濡れた靴下のおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等

5. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあると指摘されています。市では定期的に大気、土壌を測定し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視しています。

(1) 大気・土壌ダイオキシン類測定結果

[表 3-5-1] ダイオキシン類測定結果（一般地域）

項目	年度	調査地点	採取日	結果	基準値
大気	17	恵那市役所	H18. 2. 15-22	0. 029pg-TEQ/m ³	0. 6pg-TEQ/m ³
	18	恵那市役所	H19. 2. 19-26	0. 025pg-TEQ/m ³	
土壌	17	中央児童公園	H18. 2. 15	0. 93pg-TEQ/g-dry	1, 000pg-TEQ/g
	18	中央児童公園	H19. 2. 19	1. 2pg-TEQ/g-dry	

[表 3-5-2] ダイオキシン類測定結果（発生源周辺）

発生源	項目	調査地点	17 年度結果	18 年度結果	基準値
エコセンター 恵那	大気	養護訓練センター	0. 018pg-TEQ/m ³	0. 017pg-TEQ/m ³	0. 6pg-TEQ/m ³
		リサイクルセンター	0. 020pg-TEQ/m ³	0. 033pg-TEQ/m ³	
		旧清掃センター	0. 024pg-TEQ/m ³	0. 050pg-TEQ/m ³	
		上本郷集会所	0. 019pg-TEQ/m ³	0. 045pg-TEQ/m ³	
		千田公民館	0. 015pg-TEQ/m ³	0. 014pg-TEQ/m ³	
	土壌	武並神社	1. 1pg-TEQ/g	0. 62pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g
		リサイクルセンター	4. 0pg-TEQ/g	1. 7pg-TEQ/g	
		千田公民館	0. 12pg-TEQ/g	0. 052pg-TEQ/g	
恵南クリーンセンター あおぞら	大気	近田勝美氏宅入口	0. 013pg-TEQ/m ³	0. 018pg-TEQ/m ³	0. 6pg-TEQ/m ³
		旧保育所跡広場	0. 014pg-TEQ/m ³	0. 011pg-TEQ/m ³	
		吉田小学校 プール横	0. 015pg-TEQ/m ³	0. 011pg-TEQ/m ³	
	土壌	大戸繁雄氏宅駐車場	0. 069pg-TEQ/g	0. 015pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g
		近田勝美氏宅入口	0. 91pg-TEQ/g	0. 26pg-TEQ/g	
		小泉集会所前駐車場	0. 89pg-TEQ/g	0. 036pg-TEQ/g	
		旧保育所跡広場	0. 32pg-TEQ/g	0. 036pg-TEQ/g	
		保育所送迎駐車場	0. 078pg-TEQ/g	0. 27pg-TEQ/g	
		上田良子弘法堂前	4. 5pg-TEQ/g	4. 8pg-TEQ/g	
		吉田小学校 プール横	0. 29pg-TEQ/g	0. 034pg-TEQ/g	
		吉良見 4 号農道	4. 7pg-TEQ/g	3. 9pg-TEQ/g	
		成瀬和則氏宅庭地	0. 57pg-TEQ/g	0. 091pg-TEQ/g	
		寺沢悟氏宅庭地	0. 12pg-TEQ/g	0. 018pg-TEQ/g	
		陶町金蛇入公園	0. 37pg-TEQ/g	0. 034pg-TEQ/g	
		山岡町原金比羅神社	0. 18pg-TEQ/g	0. 025pg-TEQ/g	

6. 廃棄物とリサイクル

(1) 平成 18 年度のごみ処理

当市では市域を二分し、旧市地区で発生するごみはエコセンター恵那で、南部 5 町地区で発生するごみは恵南クリーンセンターあおぞらで処理をしています。

当市における平成 18 年度のごみ排出量は、1 万 8,348 トンで前年度と比較して 182 トンの増加（1.0%増）となりました。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 882 g（平成 18 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口 56,983 人で計算）で、前年度より 15 g 増加しています。全国平均は 1,086 g（平成 19 年版環境・循環型社会白書による平成 16 年度のデータ）となっています。

排出されたごみを適正に処理するために要した経費は 10 億 5,220 万円で、1 トンのごみを処理するのに平均 65,204 円かかっています。このように大きな費用がかかっている要因としては、人口 5 万 7 千の小さな市で 2 つのごみ処理施設を同時に稼働させていることが挙げられ、割高なものとなっています。

〔表 3-6-1〕平成 18 年度ごみ排出量

単位：トン

区分	可 燃 ご み		不 燃 ご み		合 計		総合計
	旧市	南部	旧市	南部	旧市	南部	
計画収集	8,629	3,551	1,209	552	9,838	4,103	13,941
直接搬入	613	633	202	178	815	811	1,626
集団回収	1,642	1,097	7	35	1,649	1,132	2,781
合計	10,884	5,281	1,418	765	12,302	6,046	18,348

※資源ごみのうち、古紙、古布は可燃ごみに、缶、瓶、ペットボトルは不燃ごみに計上。

〔表 3-6-2〕平成 18 年度ごみ処理経費

単位：千円

区分	可燃ごみ処理	不燃・資源	収集運搬	最終処分場	計
旧市地区	397,508	37,159	108,510	21,924	565,101
南部 5 町地区	369,207	46,509	57,596	13,787	487,099
全体	766,715	83,668	166,106	35,711	1,052,200

〔表 3-6-3〕1 トン（1 kg）当たりの処理経費

区分	ごみ処理費	搬入量	1 トン当たり	1 kg 当たり
旧市地区	565,101 千円	10,554 トン	53,543 円	53.5 円
南部 5 町地区	487,099 千円	5,583 トン	87,247 円	87.2 円
全体	1,052,200 千円	16,137 トン	65,204 円	65.2 円

※搬入量は、ごみ排出量から集団回収量と直接搬入のうち古紙・古布、家電 4 品目などの量を差し引いたもの。

※南部 5 町地区の搬入量には、し尿汚泥と下水道汚泥を含む。

(2) ごみの排出とリサイクルの推移

平成 18 年度のごみ排出量は、前年度から約 1.0%増加しましたが、過去 5 年の平均排出量は 1 万 8,447 トンであり、全体としては緩やかな減少傾向にあります。しかし、平成 17 年度に策定した「ごみ処理基本計画」の中で定めた減量化目標「平成 22 年度において平成 16 年度比 10%減」の達成はかなり厳しい見通しであり、より一層の減量化に取り組まなければなりません。

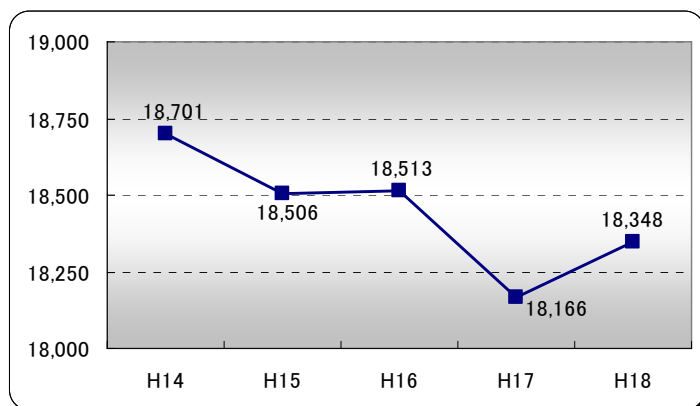
再生利用率（リサイクル率）は、エコセンター恵那の稼働（平成 15 年度）によって年々増加しており、平成 18 年度のリサイクル率は 31.0%でした。また最終処分場への搬入量も減少傾向にあり、平成 18 年度の埋立率は 7.1%でした。「ごみ処理基本計画」では、「リサイクル率 30%、埋立率 9%以下」の目標設定をしており、今後もこの水準を維持していかなければなりません。

[表 3-6-4] 年度別ごみ排出量

単位：トン

年度	可 燃 ご み			不 燃 ご み			合 計		
	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体
14	10,958	5,099	16,057	1,832	812	2,644	12,790	5,911	18,701
15	10,719	5,418	16,137	1,616	753	2,369	12,335	6,171	18,506
16	10,601	5,464	16,065	1,631	817	2,448	12,232	6,281	18,513
17	10,779	5,353	16,132	1,406	628	2,034	12,185	5,981	18,166
18	10,884	5,281	16,165	1,418	765	2,183	12,302	6,046	18,348

[図 3-6-1] ごみ排出量の推移（市全体）



[表 3-6-5] 年度別再生利用量と埋立量

単位：トン（%）

年度	再生利用量（再生利用率）			埋立量（埋立率）		
	旧市	南部	全体	旧市	南部	全体
14	2,733 (21.4)	1,555 (26.3)	4,288 (22.9)	964 (7.5)	573 (9.7)	1,537 (8.2)
15	3,426 (27.8)	1,605 (26.0)	5,031 (27.2)	1,078 (8.7)	554 (9.0)	1,632 (8.8)
16	3,854 (31.5)	1,649 (26.3)	5,503 (29.7)	945 (7.7)	628 (10.0)	1,573 (8.5)
17	3,782 (31.0)	1,558 (26.0)	5,340 (29.4)	792 (6.5)	493 (8.2)	1,285 (7.1)
18	3,984 (32.4)	1,709 (28.3)	5,693 (31.0)	816 (6.6)	483 (8.0)	1,299 (7.1)

※再生利用量とは、集団回収量、炭化物量、リサイクルセンター・リサイクルプラザでの処理後の金属量と資源物量、搬入古紙量の合計量。

〔表 3-6-6〕 可燃ごみのごみ質分析結果（平成 17～18 年度）

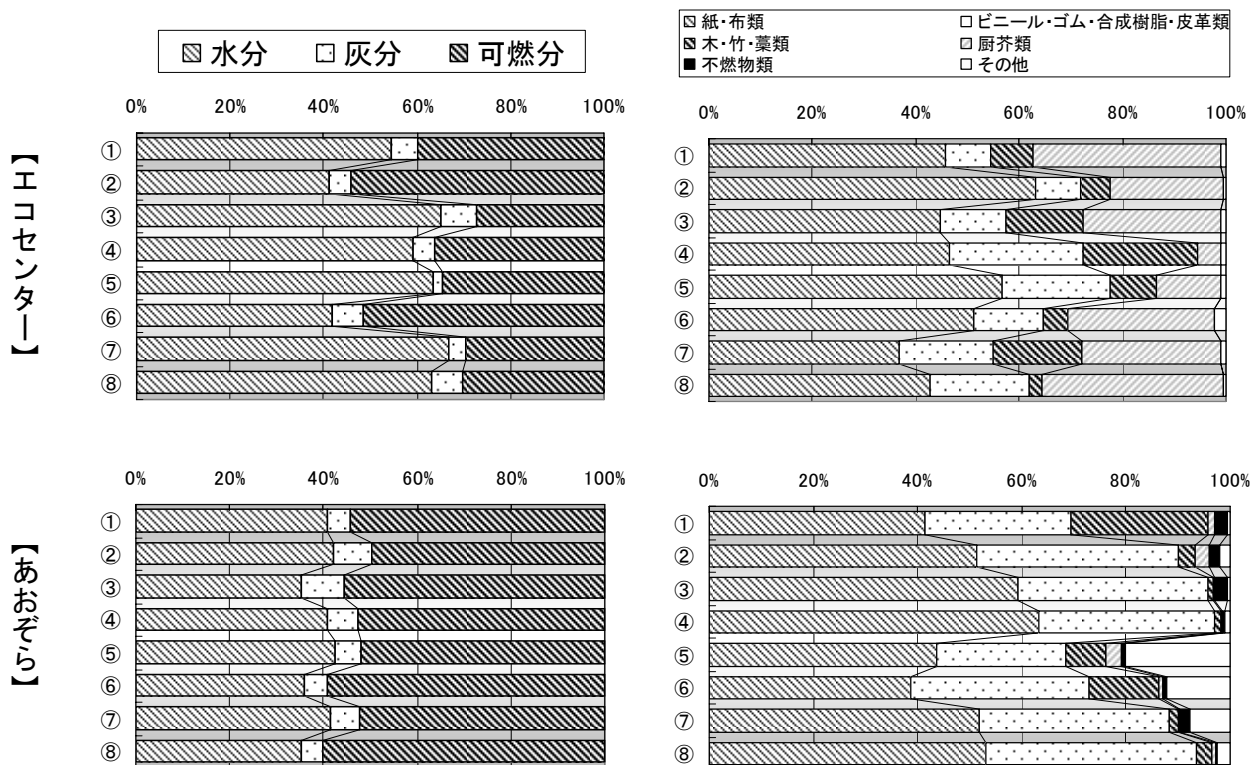
【エコセンター恵那】

採取 年月日	単位容積 重量（見 掛 け 比 重）	成分（％）			組成分類（％）						低 位 発 熱 量
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニール・ ゴム・ 合成樹脂・ 皮革類	木 竹 藁 類	厨芥類	不 燃 物 類	その他	
①17. 06. 21	273	54. 4	5. 8	39. 8	45. 8	8. 7	8. 3	36. 1	0. 0	1. 1	1, 465
②17. 10. 04	183	41. 2	4. 5	54. 3	63. 2	8. 7	5. 8	21. 7	0. 0	0. 6	2, 196
③18. 01. 10	265	65. 1	7. 5	27. 4	44. 7	12. 8	14. 9	26. 6	0. 0	1. 0	842
④18. 03. 28	222	59. 0	4. 9	36. 1	46. 5	26. 0	22. 1	4. 4	0. 0	1. 0	1, 271
⑤18. 06. 23	294	63. 4	2. 2	34. 4	56. 6	21. 0	8. 9	12. 3	0. 0	1. 1	1, 168
⑥18. 09. 22	204	41. 8	6. 7	51. 5	51. 3	13. 5	4. 5	28. 4	0. 0	2. 3	2, 067
⑦18. 12. 25	294	66. 9	3. 6	29. 5	36. 9	18. 1	17. 0	26. 9	0. 0	1. 0	926
⑧19. 03. 08	212	63. 1	6. 6	30. 3	42. 8	19. 1	2. 6	35. 0	0. 0	0. 5	985

【恵南クリーンセンターあおぞら】

採取 年月日	単位容積 重量（見 掛 け 比 重）	成分（％）			組成分類（％）						低 位 発 熱 量
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニール・ ゴム・ 合成樹脂・ 皮革類	木 竹 藁 類	厨芥類	不 燃 物 類	その他	
①17. 08. 04	210	40. 8	5. 0	54. 2	41. 5	27. 9	26. 4	1. 2	2. 5	0. 5	2, 290
②17. 12. 12	161	42. 2	8. 0	49. 8	51. 4	38. 7	3. 3	2. 7	1. 8	2. 1	2, 140
③18. 03. 03	193	35. 3	9. 2	55. 5	59. 4	36. 4	0. 9	0. 4	2. 4	0. 5	2, 440
④18. 03. 12	185	40. 7	6. 8	52. 5	63. 3	33. 7	1. 3	0. 3	0. 4	1. 0	2, 240
⑤18. 09. 21	240	42. 5	5. 6	51. 9	43. 7	24. 9	7. 7	2. 9	0. 8	20. 0	2, 080
⑥18. 10. 17	210	36. 0	5. 0	59. 0	38. 7	34. 2	13. 4	0. 9	0. 6	12. 2	2, 440
⑦19. 01. 25	250	41. 4	6. 3	52. 3	51. 9	36. 4	1. 7	0. 4	1. 9	7. 7	2, 110
⑧19. 02. 14	200	35. 4	4. 4	60. 2	53. 2	40. 3	3. 0	0. 8	0. 3	2. 4	2, 500

〔図 3-6-2〕 可燃ごみの成分（左）と組成分類（右）の分析結果



(3) ごみの減量化に向けた取り組み

①ごみ処理手数料を改定、資源ごみを全市で無料に

平成 18 年度まで南部 5 町地区では、資源ごみ（缶、瓶、ペットボトル）の回収を指定袋で行っていました。しかし、袋自体が大量のごみになってしまうことから、資源ごみ用の指定袋を廃止し、平成 19 年度からは市内全域でコンテナ式を採用することでごみの減量化を図りました。またコンテナ式の移行にあわせて資源ごみの処理手数料を生活系、事業系とも無料とし、分別の手間を掛けなくても資源ごみとして出した方が排出者にとって経済的に有利となる仕組みを構築しました。

[表 3-6-7] 資源ごみの回収方法と処理手数料の改定

区分	品目	改定前（～H19.3.31）		改定後（H19.4.1～）
		旧市	南部	全域
生活系	缶（アルミ）、瓶、ペットボトル	コンテナで回収 無料	指定袋で回収 10 枚 600 円	コンテナで回収、無料
	紙類、布類	エコセンターで 無料回収	取り扱いなし （可燃ごみ扱い）	エコセンター、あおぞらで無料回収
事業系	缶（アルミ）、瓶、ペットボトル	無料	可燃、不燃と同様 100kg ごと 1000 円	無料

②集団資源回収の推進

市では、小中学校の P T A や保育園の保護者会、地域の子ども会などの団体が計画的に再生利用できる廃棄物を回収する場合に奨励金を交付しています。平成 18 年度は 51 団体に合計 1,369 万 8,710 円の奨励金を交付しました。

＜制度の概要＞

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール、混合紙、飲料用紙容器などの紙類と布類

奨励金額 1 kg 当たり 5 円

恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱（平成 16 年 10 月 25 日 告示第 42 号）

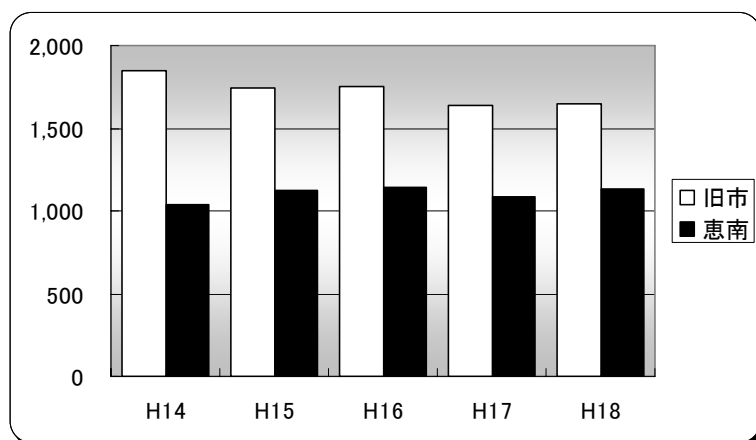
過去 5 年の集団回収量を見てみると、南部 5 町地区では年度による多少のバラツキはあるものの、ほぼ一定の回収量で推移しているのに対し、旧市地区では 5 年前と比較して 200 トン減少しています。要因としては、児童・生徒数の減少に伴う P T A や子ども会の活動への影響などが考えられます。集団回収がうまく実施されないと、新聞や雑誌などの紙ごみが可燃ごみとして排出されてしまうことも懸念されるため、新たな資源回収の仕組み作りが課題となります。

[表 3-6-8] 集団資源回収量の推移

単位：kg

年度	区分	団体	紙類	布類	不燃	合計
14	旧市	39	1,785,490	50,930	11,900	1,848,320
	恵南	22	953,201	52,961	27,827	1,033,989
	全体	61	2,738,691	103,891	39,727	2,882,309
15	旧市	37	1,662,420	67,830	9,600	1,739,850
	恵南	18	1,039,246	52,930	34,449	1,126,625
	全体	55	2,701,666	120,760	44,049	2,866,475
16	旧市	38	1,669,540	74,430	7,948	1,751,918
	恵南	16	1,060,525	50,180	35,947	1,146,652
	全体	54	2,730,065	124,610	43,895	2,898,570
17	旧市	37	1,543,300	84,090	6,287	1,633,677
	恵南	17	999,862	56,087	30,690	1,086,639
	全体	54	2,543,162	140,177	36,977	2,720,316
18	旧市	38	1,554,290	88,060	6,870	1,649,220
	恵南	13	1,043,722	53,670	35,096	1,132,488
	全体	51	2,598,012	141,730	41,966	2,781,708

[図 3-6-3] 集団資源回収量の推移



③生ごみ処理機の購入費補助

生ごみの家庭内処理を推進するため、電気式または機械式の家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の一部を補助しています。

＜制度の概要＞

対象 家庭用生ごみ処理機（電気式・機械式）

補助額 購入費の2分の1で1世帯2万円まで

恵那市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成16年10月25日 告示第40号）

この補助制度は、旧恵那市と明智町が平成11年度から、他の4カ町村は平成12年度から実施しており、平成18年度末現在で2,261世帯へ補助金を交付しました。

年度別の補助件数を見ると〔表 3-6-9〕、年々減少してきており、事業効果が薄くなってきていることから、制度の見直しが必要になっています。

〔表 3-6-9〕 年度別の生ごみ処理機補助件数

年度	旧市地区	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	計
11	750	－	－	120	－	－	870
12	438	108	10	67	64	40	727
13	101	20	55	35	11	15	237
14	57	11	60	19	4	16	167
15	20	5	33	8	3	8	77
16	35	10	10	5	5	5	70
17	35	10	6	6	2	6	65
18	29	7	4	4	0	4	48
計	1,465	171	178	264	89	94	2,261

④粗大ごみの再生利用

粗大ごみとして市のごみ処理施設へ持ち込まれた家具や自転車などのうち、再使用が可能なものは、必要な修理を加え展示し、希望する市民に無償で譲渡しています。

⑤事業者の協力義務

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するなどにより、廃棄物を減量しなければならないと定めており（市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条1項）、一般廃棄物の1日平均排出量が50kg以上の事業者は、処理について市の業務の提供を受ける場合、あらかじめ市長の承認を得なければならないことになっています（同条例第6条、同施行規則第5条）。

さらに1日平均300kg以上の一般廃棄物を排出する事業者は、廃棄物減量計画を作成し、市長への提出を義務付けています（同条例第4条、同施行規則第3条）。

(4) ごみ処理施設の状況

①可燃ごみ処理施設

●エコセンター恵那（長島町久須見 1013 番地 1）

処理方式 ごみ固形燃料化・炭化方式
処理能力 固形燃料化施設 42 トン／日（8 時間）、炭化施設 21 トン／日（10 時間）
供用開始 平成 15 年 4 月

●恵那市恵南クリーンセンターあおぞら（明智町吉良見 245 番地 1）

処理方式 流動床式ガス化溶融方式
処理能力 25 トン／日
供用開始 平成 13 年 4 月

②不燃ごみ・資源ごみ中間処理施設

●恵那市リサイクルセンター（長島町久須見 1013 番地 1）

処理方式 破碎、圧縮、選別、保管
処理能力 破碎機 4.5 トン／日 金属プレス機 189 トン（主軸圧縮力）
 ペットボトル減容器 300kg／時間 アルミ缶プレス機 180kg／時間
供用開始 平成 9 年 4 月

③最終処分場

●恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪 895 番地 2）

全体面積 9,600 平方メートル
埋立面積 6,400 平方メートル
埋立容量 35,000 立方メートル
埋立方式 セル方式（即日覆土）
供用開始 平成 7 年 7 月

●恵那市恵南一般廃棄物最終処分場（山岡町下手向 1048 番地 1）

全体面積 6,713 平方メートル
埋立面積 4,860 平方メートル
埋立容量 24,220 立方メートル
埋立方式 サンドイッチ方式
供用開始 平成 5 年 4 月

(5) し尿処理

し尿の処理もごみ処理と同様に市域を二分し、旧市地区は武並町藤の藤花苑で、南部5町地区は明智町の恵南衛生センターで処理をしています。収集（くみ取り）については、平成17年度まで南部5町地区は直営としていましたが、平成18年度から3社に収集業務を委託しています。

[表 3-6-10] し尿・汚泥の年度別処理量

単位：kℓ

年度	区分	生し尿	浄化槽汚泥	農集汚泥	生活雑排汚泥	計
16	旧市	8,347.6	3,764.5	367.8	54.6	12,534.5
	南部	4,788.8	8,551.8	74.0	—	13,414.6
	計	13,136.4	12,316.3	441.8	54.6	25,949.1
17	旧市	7,611.9	4,546.3	670.5	57.6	12,886.3
	南部	4,131.8	8,631.0	202.0	—	12,964.8
	計	11,743.7	13,177.3	872.5	57.6	25,851.1
18	旧市	6,885.1	4,960.9	927.5	62.8	12,836.3
	南部	3,716.0	5,956.2	205.5	—	9,877.7
	計	10,601.1	10,917.1	1,133.0	62.8	22,714.0

し尿処理施設の状況

●藤花苑（恵那市武並町藤 1246 番地 1）

処理能力 35kℓ／日

処理方式 主処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式
 高度処理 凝集膜分離→活性炭吸着
 汚泥処理 脱水→焼却→埋立処分
 臭気対策 高濃度臭気 硝化脱窒素槽吹込み→中濃度臭気
 中濃度臭気 酸・アルカリ次亜洗淨→活性炭吸着
 低濃度臭気 活性炭吸着

供用開始 平成8年4月

●恵那市恵南衛生センター（恵那市明智町 989-2-2）

処理能力 35kℓ／日

処理方式 主処理 標準脱窒素処理
 高度処理 凝集沈殿＋オゾン酸化＋砂ろ過
 汚泥処理 遠心脱水＋汚泥乾燥＋焼却
 臭気対策 高濃度臭気 高温燃焼脱臭（焼却炉）
 中濃度臭気 水洗＋アルカリ脱臭
 低濃度臭気 水洗＋アルカリ脱臭

供用開始 昭和56年4月

（６）廃棄物処理と手数料の変遷

廃棄物処理

年月	内容
平成 16 年 10 月	新市発足。廃棄物の処理に関しては、従前のまま引き継がれる
平成 17 年 6 月	笠置町毛呂窪区と最終処分場の埋立期間延長に伴う協定を締結（４年延長、平成 21 年 6 月まで）
平成 18 年 4 月	ごみの収集回数（排出機会）を全市で統一。可燃ごみは週 2 回、不燃・資源ごみは月 1 回に粗大ごみは直接搬入の扱いとすることで全市統一 岩村町の生活系ごみの収集を業者委託から直営に変更 串原の粗大ごみの業者委託による収集を廃止 南部 5 町地区のごみ収集、車両と人員を「あおぞら」に集約 南部 5 町地区の特定家庭用機器の取り扱い（受け入れ）を各振興事務所から「あおぞら」に変更 南部 5 町地区のし尿くみ取りを業者へ委託（直営によるし尿くみ取りを廃止） 南部 5 町地区、直営による浄化槽清掃を廃止、許可業者へ業務を移譲
6 ～ 8 月	南部 5 町地区で資源ごみの地域説明会を開催（排出方法と手数料の統一に向けて）
8 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝廃棄物の収集運搬と費用負担のあり方、市指定ごみ袋の形状について
平成 19 年 1 月	恵那市ごみ百科事典発行、全戸へ配布
4 月	料金改定にあわせ指定ごみ袋の形状を全市で統一 資源ごみのコンテナによる収集を全市でスタート（南部 5 町地区の資源ごみ用指定袋を廃止） 不燃・資源ごみの中間処理をリサイクルセンターに集約（あおぞら内のリサイクルプラザを休止）

手数料

年月	内容	料金
平成 16 年 10 月	【旧市地区】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光灯） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） 産業廃棄物 ①処理場持込の処分 【南部 5 町地区】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②収集袋による収集運搬処分（缶、瓶、ペットボトル） ③処理場持込の処分（可燃ごみ） ④処理場持込の処分（不燃ごみ） ⑤粗大ごみ（山岡町、明智町は処理場持込、岩村町、串原、上矢作町はシール制により収集運搬） ⑥し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ） 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料 100kg ごとに（1 回につき）252 円 18ℓごとに 214 円 1 t ごとに（1 回につき）3,150 円 無料 1 t ごとに（1 回につき）15,750 円 10 枚につき 大 600 円、小 300 円 10 枚につき 600 円 100kg ごとに 300 円（50kg 以下 150 円） 100kg ごとに 400 円（50kg 以下 200 円） 家電製品（特定家庭用機器を除く）大型 2,100 円／台、小型 1,050 円／台 可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ 420 円／個 タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本 20ℓごとに 214 円 100kg ごとに 1,000 円（50kg 以下 500 円） 100kg ごとに 1,000 円（50kg 以下 500 円）
平成 18 年 4 月	【南部 5 町地区】 粗大ごみ（シール制を廃止し、全地区で処理場持込に）	可燃性粗大 100kg ごとに 300 円（50kg 以下 150 円） 不燃性粗大 100kg ごとに 400 円（50kg 以下 200 円） タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本
平成 19 年 4 月	【ごみ処理手数料を全市で統一】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光灯） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料 100kg ごとに（1 回につき）252 円 旧市地区は 18ℓごとに、南部 5 町地区は 20ℓごとに 214 円 100kg ごとに（1 回につき）500 円 無料 1 t ごとに（1 回につき）25,000 円

7. 公害苦情と不法投棄

(1) 公害苦情の内訳

平成 18 年度の公害苦情は〔表 3-7-1〕の通りでした。いわゆる典型 7 公害の苦情は 34 件で、大気と水質に関することが 11 件ずつと最も多く、振動と地盤沈下に関する苦情はありませんでした。

大気汚染に関する苦情 11 件のうち 10 件は野外焼却に関することで、水質汚濁 11 件のうち 5 件は油の流出に関することが占めています。

典型 7 公害以外では、不法投棄の通報が 60 件、空き地の除草に関する相談が 10 件でした。

〔表 3-7-1〕平成 18 年度の苦情件数とその内訳

原因者	典型 7 公害						7 公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	悪臭	小計	不法投棄	空き地除草	
事業所	8	6	1	3	6	24	60	10	104
個人	3	4		1		8			
不明		1			1	2			
計	11	11	1	4	7	34			

(2) 不法投棄対策

①平成 18 年度の不法投棄通報状況

平成 18 年度の不法投棄通報件数は 60 件で、前年度の 41 件と比較して 19 件（46.3%）の増加となりました。特に家電リサイクル対象品やタイヤなどが山林へ投棄されたり、道路上の待避所へ空き缶や弁当の容器などがポイ捨てされたりする事案が多く見られました。

地域別では、市内 13 地区すべてから通報があり、地域を問わず不法投棄対策が懸案となっています。

〔表 3-7-2〕地域別不法投棄の通報件数

地区	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
件数	7	20	5	1	1	4	2	2	3	4	5	1	5	60

〔表 3-7-3〕通報者の内訳

通報者	件数
地域住民	35
不法投棄監視員	9
土地所有者	6
岐阜県	2
警察署	2
郵便局	1
その他団体	5
合計	60

〔表 3-7-4〕投棄物の事後処理

処理内容	件数
投棄者が回収	3
土地所有者に回収を依頼	5
市で回収	29
警察へ対応を依頼	9
県へ対応を依頼	2
地域ボランティアで回収	5
回収困難	3
その他	4
合計	60

②監視体制の強化

市では市内全地区から計 15 人に不法投棄監視員を委嘱し、県委嘱による 4 人の不法投棄監視モニターとあわせて、不法投棄パトロールを実施しています。また市内郵便局と不法投棄の情報提供に関する覚書を締結し、早期の発見に努めています。

特に不法投棄が頻発する個所にはセンサーライト付き監視カメラを設置し、監視の強化と未然防止を図っています。

③不法投棄防止看板の配布

自治会などからの申し出により、不法投棄防止の啓発看板を配布しています。

[表 3-7-5] 不法投棄防止看板の配布実績（平成 18 年度）

地区	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
枚数	15	17	9	7	3	0	0	5	10	52	8	0	2	128

（参考）ペットのふん害防止看板の配布実績（平成 18 年度）

地区	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
件数	14	23	1	8	3	0	0	0	1	0	8	0	4	62

④環境美化活動の支援

地域の環境美化活動を実施する団体へは、事前の申し出によりごみ袋を配布し、回収したごみの処理費を免除しています。また市の施設では処理できない家電 4 品目やタイヤなどは、処理費の実費を助成しています。ボランティアによる道路、河川などの刈り草は、事業者の協力により、市の許可する処分業者が無償で引き受けています。

[表 3-7-6] 平成 18 年度各地区の環境美化活動実績

（環境課へ申請した分のみ掲載）

地域	件数	参加人数	回収量 (kg)		
			可燃ごみ	不燃ごみ	合計
大井町	10	2,362	1,125	1,666	2,791
長島町	15	2,801	2,597	2,676	5,273
東野	4	545	712	1,430	2,142
三郷町	4	764	837	1,875	2,712
武並町	1	1,000	750	500	1,250
笠置町	4	341	540	1,050	1,590
中野方町	6	1,626	1,775	1,900	3,675
飯地町	5	94	250	1,450	1,700
山岡町	25	2,088	748	2,235	2,983
明智町	5	1,403	387	775	1,162
広域	5	650	725	1,450	2,175
合計	84	13,674	10,446	17,007	27,453

[表 3-7-7] 環境美化活動に伴う処理困難物の処理費助成一覧（平成 18 年度）

品目	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	その他
数量	21 台	11 台	7 台	539 本	単車 1 台

助成額合計 487,075 円

第4章 資料

1. 条例、規則、要綱集

○恵那市環境基本条例

平成17年3月25日条例第51号

（目的）

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出について基本的な考え方を定め、恵那市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であつて、環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気及び海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭又は光害によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。以下同じ。）に関する被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 何人も、環境は積極的に保全し、創出する働きかけを行わなければ失われやすいという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければならない。

- 2 環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全と創出は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活と事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市には、環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的かつ計画

的に推進する責務がある。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、水の環境構造の保全、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全及び快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川、湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進及び野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層保護等地球環境に関係すること。

2 市は、事業を立案し、又は施行するときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全と創出に配慮して行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、豊かで快適な環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置をとる責務がある。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用し、及び廃棄することによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させ、又は環境を破壊したときは、自らの責任と負担においてこれを補償し、支障除去等必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する関係施策に協力する責務がある。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全と創出に積極的に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別及び生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創出に関係して市が実施する施策に協力する責務がある。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に係る施策を総合的にかつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによる。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状、環境の保全と創出に係る施策等について、年次報告を作成し、これを公表する。

(環境調査等)

第9条 市は、環境に影響を与えると認められる施策についての計画を策定し、又は実施しようとするときは、環境への配慮が十分されているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を

行う。

- 2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの行政活動について、環境に与える影響の評価、監査等を行うことができるよう必要な措置をとる。
- 3 市は、前2項に定める調査、影響評価、監査等の結果、施策を実施した場合に環境に負荷を与えると判断したときは、審議会に諮り、その施策の変更又は修正を行う。

(環境教育等の推進)

第 10 条 市は、市民が環境の保全と創出についての理解を深めるために適切な環境教育が受けられるよう、必要な措置をとるとともに、市民及び事業者が学習活動を自発的に行うことができるよう、必要な措置をとるものとする。

(環境情報の提供)

第 11 条 市は、環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民活動等の支援)

第 12 条 市は、市民、事業者又は市民及び事業者が構成する団体が行う、環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(推進と調整体制の整備)

第 13 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に推進し、及び調整するため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備する。

(広域的連携)

第 14 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努力する。

(審議会の設置)

第 15 条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

環境の保全と創出に関する基本的事項及び重要事項

環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項

環境調査の結果に関する事項

その他環境の保全と創出に関し、市長から意見を求められた事項

- 3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第 16 条 審議会は、25 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 19 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

5 第 15 条から前条まで及び第 1 項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 16 年 10 月 25 日条例第 86 号
改正 平成 18 年 3 月 16 日条例第 17 号
平成 18 年 9 月 22 日条例第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき、恵那市（以下「市」という。）の区域内における廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第 2 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を毎年度始めに定め、区域及び廃棄物の種類別に収集、運搬及び処分の方法を告示するものとする。

(協力義務)

第 3 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、規則で定める方法により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(減量計画の作成)

第 4 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるものの占有者は、市長の指示に従い、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、その計画書を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 5 条 市長は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物の保管、運搬又は処分の方法が適正でないと認めるときは、当該一般廃棄物の保管、運搬若しくは処分の方法を改善し、又は変更すべきことを勧告することができる。

(事業系廃棄物の処理の承認)

第 6 条 事業活動に伴って排出された一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）の処理について、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 第 1 項の承認には、期限を付し、又は当該事業系一般廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。

(産業廃棄物の処理に関する承認)

第 7 条 産業廃棄物の処理に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるときは、前項の規定による承認をしてはならない。

3 第1項の承認を受けた事業者は、あらかじめその産業廃棄物に規則で定める中間処理を加えた後、市が行う産業廃棄物の処理に関する業務の提供を受けなければならない。

4 第6条第3項の規定は、第1項の承認を受けた事業者について準用する。

(許可申請手数料)

第8条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 5,000 円
- (2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 5,000 円
- (3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 5,000 円
- (4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新 5,000 円
- (5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の変更の許可 5,000 円
- (6) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 5,000 円

2 前項の許可申請手数料の納付方法は、規則で定める。

(処理費用)

第9条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに産業廃棄物の処理については、手数料及び処理費用(以下「手数料等」という。)を徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の納付方法は、規則で定める。

(手数料等の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第1項に規定する手数料等を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する扶助を受けている者
- (2) 火災その他の災害を受けた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 前項の手数料等の減免は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号に定める者 免除
- (2) 前項第2号に定める者はり災の程度により、10分の5に減額又は免除
- (3) 前項第3号に定める者 10分の5に減額又は免除

(手数料等の不還付)

第11条 既納の手数料等は、還付しない。ただし、市指定ごみ袋及びし尿汲取券が未使用の場合は、この限りでない。

(承認の取消し、業務提供の拒否)

第12条 市長は、第6条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは処分に違反する行為をした場合
- (2) 承認された業務の提供をすることが困難となった場合

2 市長は、前項の規定による処分について、同項第2号の理由による場合は、他の者との間に不当な差別的取扱いを生じないようにしなければならない。

(報告の徴収)

第 13 条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し、必要な報告を求めることができる。

（廃棄物減量等推進審議会）

第 14 条 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的事項その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、恵那市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員 20 人以内をもって構成する。

4 委員は、市民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境委員）

第 15 条 市民は、自らごみの減量化に取り組み市と一体となった一般廃棄物の円滑な処理を促進するため、環境委員を置くことができる。

2 環境委員は、一般廃棄物の減量のため市の施策への協力その他環境に関する必要な活動を行う。

3 前項に定めるもののほか、環境委員について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第 17 条 詐欺その他の不正行為により、第 8 条又は第 9 条の手数料又は手数料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年恵那市条例第 8 号）、岩村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年岩村町条例第 15 号）、山岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年山岡町条例第 11 号）、明智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年明智町条例第 18 号）、串原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 62 年串原村条例第 14 号）、上矢作町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 62 年上矢作町条例第 23 号）、恵南福祉保健衛生施設組合し尿処理手数料徴収条例（平成 10 年恵南福祉保健衛生施設組合条例第 23 号）、恵南福祉保健衛生施設組合ごみ処理手数料徴収条例（平成 10 年恵南福祉保健衛生施設組合条例第 25 号）又は恵南福祉保健衛生施設組合浄化槽清掃条例（平成 10 年恵南福祉保健衛生施設組合条例第 24 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料及び処理費用の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 9 月 22 日条例第 44 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の条例の規定により課した又は課すべきであった手数料等の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第 9 条関係）

種別		取扱区分		手数料
生活系 一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	20 袋につき(大)	630 円
			30 袋につき(小)	
		処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	252 円
	不燃ごみ	指定袋による収集運搬処分	20 袋につき(大)	630 円
			30 袋につき(小)	
		処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	252 円
	粗大ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	252 円
	資源ごみ	—		無料
	処理困難ごみ	—		無料
事業系 一般廃棄物	拠点回収ごみ	—		無料
	し尿	収集運搬(ただし、恵那市大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町、飯地町から発生するものに限り)	18 t 又はその端数ごとに	214 円
		収集運搬(ただし、恵那市岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町の地域から発生するものに限り)	20 t 又はその端数ごとに	214 円
		処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	500 円
産業廃棄物	可燃ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	500 円
	不燃ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	500 円
	粗大ごみ	処理場持込の処分	100 kg 又はその端数ごとに(1回につき)	500 円
	資源ごみ	—		無料
汚泥		下水道汚泥(ただし、恵那市岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町の地域から発生するものに限り)	1t 又はその端数ごとに(1回につき)	25,000 円
特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)		指定地持込	1 台につき	1,000 円
				2,000 円

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 99 号
改正 平成 19 年 3 月 22 日規則第 4 号
平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「法施行規則」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「浄化槽法施行規則」という。）及び恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 86 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力方法)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による土地又は建物の占有者の協力方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際し、危険性のあるもの、引火性のあるもの、爆発性のあるもの、著しく悪臭を発するもの、特別管理一般廃棄物に指定されているもの及び一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるものを排出してはならない。
- (2) ごみは、RDF ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び処理困難ごみ等に分け、別に公示する容器に収納し、条例第 2 条の規定による一般廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）に定める日に所定の場所に集めること。
- (3) RDF ごみ及び可燃ごみは、水切りをよくすること。
- (4) 資源ごみは、内容物の残らない状態にし、別に公示する種類に分けること。
- (5) 一般廃棄物を収納する容器について、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないようにするとともに当該容器及び当該容器を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。
- (6) 犬、ねこ等の死体（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 8 条第 2 項に規定するものを除く。）は、占有者が他の一般廃棄物と区別し、市長が指定した場所へ運搬すること。
- (7) 前各号に定める方法のほか、市長が一般廃棄物の処理に当たって特に必要と認める方法

(減量計画の作成)

第 3 条 条例第 4 条に規定する減量計画を作成しなければならない事業所は、1 日平均 300 キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業所とする。

(承認申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項又は条例第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に関する承認を受けようとする者は、市長に対し、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書（様式第 2 号）を交付する。
- 3 前項の承認を受けた者が、承認書の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理

承認書書換申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、承認書の書換えをしなければならない。

（市長の承認を要しない場合）

第 5 条 条例第 6 条第 1 項ただし書の規定による規則で定める場合は、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物の 1 日平均排出量が 50 キログラム以下の事業者である場合とする。

（産業廃棄物の中間処理）

第 6 条 条例第 7 条第 3 項の規定による産業廃棄物の中間処理は、次に掲げるとおりとする。

- （1） ゴムくずは、最大径がおおむね 15 センチメートル以下に破砕又は切断すること。
- （2） 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ中空の状態でないように、かつ、最大径がおおむね 15 センチメートル以下に破砕、切断又は熔融設備を用いて熔融加工をすること。

（手数料の納付方法等）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定による許可申請手数料及び処理費用の納付の時期及び方法等は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 許可申請手数料は、市が発行する納付書により納付すること。
 - （2） 生活系 R D F ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ収集運搬処分並びにし尿収集運搬処分については、恵那市指定ごみ袋（様式第 4 号）及びし尿汲取券（様式第 5 号）を購入することにより、納付したものとみなす。この場合において、領収書の発行については、販売店において購入者の求めに応じて発行するものとする。
 - （3） エコセンター恵那及び、恵那市恵南クリーンセンターあおぞらに、恵那市指定ごみ収集袋を使用した生活系一般廃棄物以外のごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）を持ち込んだ場合は、その都度徴収し、計量証明書領収書兼納入通知書（様式第 6 号）を発行するものとする。
 - （4） 恵那市指定ごみ収集袋及びし尿汲取券の使用法等は、別に定める。
 - （5） 市長が特別の事情があると認めた場合は、処理手数料は市が発行する納付書により納付するものとする。
- 2 納付書を交付するものについては、納付書を交付した日から 20 日以内に指定金融機関に納付しなければならない。

（手数料の減免申請）

第 8 条 条例第 10 条の規定により、処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 7 号）によって申請しなければならない。

- 2 前項の減免申請を受理したときは審査を行い適当と認める場合には、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第 7 号の 2）をもって通知するものとする。

（手数料の還付）

第 9 条 条例第 11 条の規定により、一般廃棄物運搬処分手数料及び処理費用の払戻しを受けようとするものは、未使用汲取券還付請求書（様式第 8 号）又は未使用ごみ袋還付申請書（様式第 8 号の 2）に使用しなくなったし尿汲取券又はごみ袋を添えて市長に提出するものとする。ただし、手数料の還付金額に 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切上げる。

（一般廃棄物収集運搬業の許可申請）

第 10 条 法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
- (5) 積替えを行う場合には積替えの場所の面積及び保管できる量
- (6) 事業開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに積替えの場所の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからニまで及びトからヌまでに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）
- (7) 廃棄物の処理業務に関する経歴を記載した書類
- (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 処理料金を記載した書類
- (12) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。ただし、前項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる書類については、その内容に変更がある場合は添付を要するものとする。

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第11条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (5) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 事業開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図並びに法第8条に規定する許可を要する施設にあっては当該許可を受けたことを証する書類及び同条の2第5項に規定する検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたことを証する書類
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからニまで及びトからヌまでに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）
- (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (8) 廃棄物の処理業務に関する経歴を記載した書類及び技術管理者の資格を有するものにあってはその資格を証する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 処理料金を記載した書類
- (13) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。ただし、前項第1号から第5号まで、第7号、第12号及び第13号に掲げる書類については、その内容に変更がある場合は添付を要するものとする。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請）

第12条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬処理業変更許可申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (6) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (7) 変更予定年月日

2 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号及び第8号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、第11条第2項の規定を準用する。

この場合において、同条第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号及び第9号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

（一般廃棄物処理業の廃止届出）

第13条 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の廃止の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第13号）によるものとする。

（一般廃棄物処理業の変更届出）

第14条 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の変更の届出は、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第14号）によるものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- （1） 法施行規則第2条の6第1項第1号に規定する事項の変更 個人にあってはその住民票の写し、法人にあってはその法人の登記簿謄本
- （2） 法施行規則第2条の6第1項第2号に規定する事項の変更 法第7条第5項第4号イからニ及びトからヌに該当しない旨を記載した書類（様式第10号）及び法人の役員にあってはその法人の登記簿謄本
- （3） 法施行規則第2条の6第1項第3号に規定する事項の変更 登記簿謄本（登記の変更を必要とする場合に限る。）
- （4） 法施行規則第2条の6第1項第4号に規定する事項の変更 変更した施設の構造を明らかにする図面

（一般廃棄物処理業の許可証）

第15条 市長は、法第7条第1項の規定による許可をしたとき、又は当該許可に係る法第7条の2第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第15号）を交付する。

2 市長は、法第7条第6項の規定による許可をしたとき、又は当該許可に係る法第7条の2第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第16号）を交付する。

3 市長は、法第7条の2第3項の規定による届出により、前2項の許可証の書換えを必要とする場合は、これを書き換えて交付する。

（再生利用業の指定の申請）

第16条 法施行規則第2条第2号に規定する再生利用業の個別の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、市長に対し、再生利用個別指定業指定申請書（様式第17号）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、再生利用業の指定の申請をしなければならない。

- （1） 事業計画の概要を記載した書類
- （2） 再生利用の方法を明らかにする書類及び図面
- （3） 取引の関係を証する書類
- （4） 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面
- （5） 再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）のみを行おうとする者が申請するときは、再生輸送を除く再生利用（以下「再生利用」という。）を行う者との委託関係を証する書類
- （6） 再生利用を行おうとする者が再生輸送を委託するときは、その委託関係を証する書類
- （7） 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

- (8) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (9) 申請者が個人であるときは、その住民票の写し
- 2 市長は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（様式第 18 号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。
- 3 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に対し、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第 19 号）に第 1 項に掲げる書類及び図面（当該変更に係るものに限る。）を添えて、当該指定の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
 - (1) 事業の範囲
 - (2) 再生利用の目的
 - (3) 再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るものを除く。）
- 4 第 2 項の規定は、前項の変更の指定について準用する。
- 5 再生利用個別指定業者は、事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から 10 日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第 20 号）に指定証を添えて、市長に届け出なければならない。
- 6 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から 10 日以内に、再生利用個別指定業変更届出書（様式第 21 号）によって市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るものに限る。）
 - (5) 取引関係

（浄化槽清掃業の許可申請）

第 17 条 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を申請しようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第 22 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 浄化槽法施行規則第 10 条第 2 項第 3 号に規定する書類は、申請者が浄化槽法第 36 条第 2 号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しないことを記載した書類（様式第 23 号）とする。
- 3 浄化槽法施行規則第 10 条第 2 項第 4 号に規定する書類は、申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び経験を証する書類（様式第 24 号）とする。
- 4 浄化槽法施行規則第 10 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 浄化槽清掃業務従事者名簿（様式第 25 号）
 - (3) 清掃後の汚泥等の処理方法を記載した書類
 - (4) 浄化槽清掃料金を記載した書類
 - (5) 委託契約書

（変更の届出）

第 18 条 浄化槽法第 37 条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第 26 号）によるものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽法施行規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する事項の変更個人にあつてはその住民票の写し、法人の役員にあつてはその法人の登記簿謄本
- (2) 浄化槽法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する事項の変更登記簿謄本（登記簿の変更を必要とする場合に限る。）
- (3) 法人の役員の変更 登記簿謄本及び新たに役員となる者に関し、浄化槽法第 36 条第 2 号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しないことを記載した書類（様式第 23 号）
- (4) 従業員の変更 変更した従業員に係る浄化槽清掃業業務従事者名簿（様式第 25 号）

（廃業等の届出）

第 19 条 浄化槽法第 38 条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第 27 号）によるものとする。

（浄化槽清掃業の許可証）

第 20 条 市長は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第 28 号）を交付する。

2 市長は、浄化槽法第 37 条の規定による届出により、前項の許可証の書換えを必要とする場合は、これを書き換えて交付する。

（業務報告）

第 21 条 一般廃棄物処理業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における一般廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した一般廃棄物業務報告書（様式第 29 号）による報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 収集区域ごとの収集量
- (3) 運搬先ごとの運搬量
- (4) 処分方法ごとの処分量

2 再生利用個別指定業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した再生利用個別指定業務報告書（様式第 30 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 再生利用した一般廃棄物の種類
- (3) 排出者の氏名又は名称
- (4) 再生輸送又は再生利用を行った量

3 浄化槽清掃業者は、毎年 4 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における浄化槽の清掃に関し、次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業務報告書（様式第 31 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 委託者の氏名又は名称
- (3) 浄化槽ごとの汚泥等の引出量
- (4) 汚泥等の処分方法

(廃棄物減量等推進審議会の運営)

第 22 条 条例第 14 条第 1 項に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 8 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 9 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、審議会において定める。

(環境委員)

第 23 条 条例第 15 条第 1 項に規定する環境委員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) ごみの減量化のための市の施策の啓発を行うこと。
 - (2) ごみの減量化に関し、市との連絡及び調整に関すること。
 - (3) ごみの集積場所の管理に関すること。
 - (4) その他環境に関する必要な事項
- 2 環境委員は、住民のうちから互選し、原則として地域に構成された住民自治組織ごとに一人を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 5 年恵那市規則第 8 号）、岩村町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年岩村町規則第 8 号）、山岡町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年山岡町規則第 7 号）、明智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 5 年明智町規則第 9 号）、串原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 10 年串原村規則第 19 号）又は上矢作町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和 63 年上矢作町規則第 8 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

平成 16 年 10 月 25 日条例第 96 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の推進を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物、その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫、その他愛がん動物をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園、運動場、広場、河川その他の公共の用に供する場所（以下「公共の用に供する場所」という。）又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 所有者等 市内の土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うこと等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(印刷物等の配布者等の責務)

第 5 条 公共の用に供する場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者は、当該公共の用に供する場所及びその周辺に散乱している当該印刷物等を回収するものとする。

2 公共の用に供する場所において集会、展示会その他これらに類する催しを行う者は、当該公共の用に供する場所に散乱している空き缶等を回収するものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、製造、加工又は販売その他の事業活動によって生じたごみの散乱を防止するため、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、

市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

（所有者等の責務）

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理することにより空き缶等を散乱させないように努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

（飼い主の責務）

第8条 飼い主は、ふん害を防止し、及び自己の敷地等において自己の飼い犬等のふんを適切に処理し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

（指導及び助言）

第9条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

（ポイ捨て及びふん害防止重点地域）

第10条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域をポイ捨て及びふん害防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（ポイ捨ての禁止等）

第11条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、自己の飼い犬等が公共の用に供する場所等でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

3 自動販売機により飲食料を販売する者は、回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

（立入調査）

第12条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び命令）

第13条 市長は、第11条の規定に違反した者に対し、次に掲げる事項について書面により勧告することができる。

（1）ポイ捨てによる空き缶等を回収すること。

（2）自己の飼い犬等のふんを回収すること。

（3）自動販売機により飲食料を販売する者については、回収容器の設置及び適正な管理をすること。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

（公表）

第14条 市長は、前条第2項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、そ

の旨を公表することができる。

(関係法令の活用)

第 15 条 市長は、この条例の施行に関し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年恵那市条例第 41 号）、岩村町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年岩村町条例第 43 号）、山岡町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年山岡町条例第 67 号）、明智町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年明智町条例第 39 号）、串原村空き缶等投げ捨て防止に関する条例（平成 12 年串原村条例第 48 号）又は上矢作町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 12 年上矢作町条例第 60 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 108 号
改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 96 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(必要な施策)

第 2 条 条例第 3 条に規定するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策とは、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄監視員の設置
- (2) 立て看板の設置
- (3) 不法投棄防止に関する啓発活動
- (4) 前各号に定めるもののほか、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関し、市長が必要と認める施策

(勧告書及び命令書)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項に規定する勧告は、改善勧告書（様式第 1 号）により、本人及び関係者に口頭により撤去指示をしてから 1 週間後に送付するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項に規定する命令は、改善命令書（様式第 2 号）により、改善勧告書を送付してから 1 週間後に送付するものとする。

(公表)

第 4 条 条例第 14 条に規定する公表は、改善命令書送付後 1 か月以後とし、その方法は、次に掲げる事項について、恵那市公告式条例（平成 16 年恵那市条例第 3 号）別表に規定する市役所掲示場に掲示又は市広報紙に掲載して行うものとする。

- (1) 命令に従わなかった者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）及び住所
- (2) 公表の理由

(身分証明書)

第 5 条 条例第 12 条第 2 項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査職員証（様式第 3 号）とする。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 28 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

○恵那市あき地の環境保全に関する条例

平成 16 年 10 月 25 日条例第 97 号

(目的)

第 1 条 この条例は、遊休地を適正に管理し、清潔で安全な生活環境を保全し、市民生活の安定と環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地とは

ア 宅地化された状態で現に人が使用していない土地で遊休地をいう。

イ 休耕したまま正当な理由がなく放置してある休耕地をいう。

(2) 管理不良の状態とは

ア あき地に雑草が繁茂し、そのまま放置されているため火災又は犯罪の発生並びに近隣の生活環境を著しく損なう原因となるような状態をいう。

イ 法面、石積等が崩れ又はそのおそれがあり河川、道路隣地に被害、迷惑を及ぼすような状態をいう。

(適用区域)

第 3 条 この条例の適用区域は、規則で定める。

(所有者等の責務)

第 4 条 あき地の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該あき地が管理不良の状態にならないよう維持管理しなければならない。

(助言、勧告、命令)

第 5 条 市長は、あき地が管理不良の状態になるおそれがあるとき、又は管理不良の状態にあるときは、当該あき地の所有者等に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を履行しない所有者等があるときは、当該あき地の不良の状態の除却に必要な措置を命じなければならない。

(立入調査)

第 6 条 市長は、前条の規定による助言、勧告又は命令を行おうとするとき、又は前条の規定による勧告又は命令の履行の状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該職員をして、あき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

○恵那市あき地の環境保全に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 25 日規則第 109 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、恵那市あき地の環境保全に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 97 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第 2 条 条例第 3 条に規定する適用区域は、恵那市全域とする。

(勧告書及び命令書)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による勧告及び命令は、雑草等除去勧告書（様式第 1 号）及び雑草等除去命令書（様式第 2 号）により行うものとする。

(命令の履行期限)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定により行う雑草の除去命令の履行期限は、30 日以内とする。

(証票)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項に規定する身分を証明する証票は、恵那市生活環境保全条例施行規則（昭和 48 年恵那市規則第 8 号）第 10 条第 2 項に規定する証明書とする。

(報告)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき雑草等の除去を完了したときは、雑草等除去報告書（様式第 3 号）により市長に報告するものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

○恵那市資源集団回収事業奨励金交付要綱

平成 16 年 10 月 25 日告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再生利用できるものを集団で回収する団体に対し予算の範囲内で、奨励金を交付することについて恵那市補助金等交付規則（平成 16 年恵那市規則第 44 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第 2 条 奨励金の交付を受けることのできる団体は、営利を目的としない市内の公共的団体であって、幼稚園・小学校・中学校の P T A、保育園の保護者会等の団体及び市長が適当と認める団体で、定期的に資源回収を行い、資源集団回収事業実施団体として登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

2 前項の登録を受けようとする団体は、資源集団回収事業実施団体届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、届出書が提出されたときは、これを審査し、実施団体として認定した団体を資源集団回収事業実施団体登録簿（様式第 2 号）に記載するものとする。

4 実施団体は、届出書の内容に変更が生じた場合、速やかに資源集団回収事業実施団体変更届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(交付対象品目)

第 3 条 この要綱において奨励金の交付対象とする品目（以下「交付対象品目」という。）は、再生利用が可能な廃棄物のうち、次に定める物とする。

(1) 紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール、混合紙及び飲料用紙容器等

(2) 繊維類 布類

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、重量 1 キログラム当たり 5 円とする。ただし、当該総重量に 1 キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第 5 条 規則第 13 条第 1 項に規定する市長が必要と認める書類は、事業実績書（第 4 号様式）及び、資源回収の実績を証する伝票とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

○恵那市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

平成 16 年 10 月 25 日告示第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化対策として、家庭台所から排出される生ごみの家庭内処理を推進するために、生ごみの処理機（以下「処理機」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内で生ごみ処理機補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、恵那市補助金交付規則（平成 16 年恵那市規則第 44 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、現に居住している個人で処理機を設置できる場所を所有し、又は確保できる者とする。ただし、一世帯一回限りとする。

(装置の基準)

第 3 条 補助対象となる処理機は、一般家庭から排出される生ごみを処理するためのもので、電気及び機械方式のものに限る。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、処理機の購入金額の 2 分の 1 に相当する金額とし、当該金額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の限度額は、1 世帯につき 2 万円とする。

(申請書の添付書類)

第 5 条 規則第 3 条第 3 号に規定する書類は、処理機の購入を証する領収書・保証書のコピーとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成 16 年 10 月 25 日から施行し、同日以後に設置を完了した処理機に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の恵那市生ごみ処理機に関する補助金交付要綱（平成 11 年恵那市訓令甲第 7 号）、岩村町生ごみ処理機に関する補助金交付要綱（平成 12 年岩村町告示第 22 号）、明智町生ごみ堆肥化容器設置奨励補助金交付要綱（平成元年明智町要綱第 1 号）、串原村生ごみ処理機補助金交付規則（平成 12 年串原村規則第 19 号）及び上矢作町生ごみ処理機設置奨励補助金交付規則（平成 12 年上矢作町規則第 35 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

○恵那市環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付要綱

平成 17 年 7 月 1 日告示第 57 号
改正 平成 19 年 4 月 1 日告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民との協働による環境保全対策として、不法投棄された廃棄物の清掃をボランティアで実施する団体等に対し、処理費用を助成することについて、恵那市補助金等交付規則（平成 16 年恵那市規則第 44 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この要綱は、恵那市内の公共用地又はそれに準じた土地、及びその沿線で環境美化活動を実施する団体等に対し適用する。

(助成対象物等)

第 3 条 処理費用を助成する対象は、市で処分できない廃棄物で処理業者又は取扱店等（以下「処理業者等」という。）に引き渡す際に処理手数料（リサイクル料等）が必要となる別表のとおりとする。

2 市で処分ができる廃棄物は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 86 号）第 10 条第 1 項第 3 号の規定により処理手数料を免除することができる。

(助成金額)

第 4 条 助成する額は、処理業者等へ引渡しの際に掛かる処分費用の実費とし、予算の範囲内において助成する。この場合において、人件費及び燃料代は助成しない。

(申請方法)

第 5 条 処理費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境美化活動に伴うごみ処理費助成金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真
- (2) 位置図

(助成の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、処理費用を助成することが適当と認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 市長は、必要に応じ前項の決定に条件を付することができる。

(助成手続き)

第 7 条 申請者が処理を完了したときは、処理費の支払いを証明する書類を添えて、環境美化活動に伴うごみ処理完了報告書兼請求書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第 8 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、処理費助成の決定を取り消し、若しくは既に交付した処理費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 処理費助成に関する申請、報告及び施行について不正な行為があったとき。
- (3) その他処理費助成の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第45号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

処理費助成の対象物

区分・適用法令	対象品目
家電リサイクル法 （家電4品目）	エアコン（室外機、ウインドタイプ含む）、テレビ（ブラウン管式） 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機（衣類乾燥機は除く）
資源の有効な利用の促進に関する法律（PCリサイクル）	デスクトップパソコン、ノートパソコン、モニター
その他	タイヤ（旧恵那市地区）、ホイール、消火器、単車、バッテリー、その他処分費を必要とするもので市長が適当と認めるもの。

2. 騒音・振動に係る特定施設と届出

騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法施行令別表 1
県公害防止条例施行規則別表 10・11

		騒	音	振 動
		騒音規制法	県公害防止条例	振 動 規 制 法 県公害防止条例
金 属 加 工 機 械	圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	製 管 機 械	すべてのもの	—	—
	ベ ン デ ィ ン グ マ シ ン	ロール式で原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—	—
	液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機 械 プ レ ス	呼び加圧能力が 294 [*] ニュートン以上	—	すべてのもの
	せ ん 断 機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—	原動機の定格出力が 1 kW 以上
	鍛 造 機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
	ブ ラ ス ト	タンブラスト以外で密閉式を除く	—	—
	タ ン ブ ラ ー	すべてのもの	—	—
	切 断 機	といしを用いるものに限る	—	—
	研 磨 機	—	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上	—
	空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	製材・木工場で原動機の定格出力の合計が 10kW 以上	圧縮機で原動機の定格出力が 7.5kW 以上
土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
織 機		原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの
製 建 設 用 機 資 材 機 械	コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト	混練容量が 0.45m ³ 以上（気ほうコンクリートプラント除く）	—	—
	ア ス フ ァ ル ト プ ラ ン ト	混練容量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
	コンクリート管（柱）製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
穀 物 用 製 粉 機		ロール式で原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—	—
木 材 加 工 機 械	ド ラ ム バ ー カ ー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チ ッ パ ー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
	碎 木 機	すべてのもの	—	—
	帯 の こ 盤	原動機の定格出力が製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上	—	—
	丸 の こ 盤			
	か ん な 盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	—
抄 紙 機		すべてのもの	—	—

印 刷 機 械	原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	すべてのもの	—	すべてのもの
合 成 樹 脂 用 粉 碎 機	—	原 動 機 の 定 格 出 力 が 3.75kW 以上	—
鋳 型 造 型 機	ジョルト式のもの	—	ジョルト式のもの
ゴ ム 練 用 ま た は 合 成 樹 脂 練 用 ロ ー ル 機	—	—	カレンダーロール機以外で原 動機の定格出力が 30kW 以上
窯 業 焼 成 炉 用 パ ー ナ ー	—	燃 焼 能 力 が 重 油 換 算 1 時 間当たり 50ℓ以上	—
撚 糸 機	—	原動機を用いるもの	—
紙工機械（コルゲーティングマシン）	—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
高 速 切 断 機	—	原 動 機 の 定 格 出 力 が 2.25kW 以上	—
走 行 ク レ ー ン	—	すべてのもの	—
ク ー リ ン グ タ ワ ー	—	原 動 機 の 定 格 出 力 が 0.75kW 以上	—
冷 凍 機	—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
タ イ ル 成 型 用 プ レ ス	—	すべてのもの	—

※振動に関しては岐阜県公害防止条例施行規則第 20 条第 2 項に規定する地域が市内には存在しないため、同条例は適用されない（振動規制法のみ該当）。

騒音関係の届出一覧

届出の種類		根拠条文	届出期間	受理書	届出書	添付書類	罰則適用
騒音規制法	特定施設設置届	法 6－1	30 日前	必要	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7－1	30 日以内	必要	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内		様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内		様式 7		○
	承継届	法 11－3	30 日以内		様式 8		○
	特定建設作業実施届	法 14－1	7 日前		様式 9	※ 2	○
県公害防止条例	特定施設設置届	条例 48－1	30 日前	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49－1	30 日以内	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	条例 50－1	30 日前	必要	9 号様式	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	条例 50－1	30 日前	必要	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内		3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内		4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内		5 号様式		
	事業場内特定作業実施届	条例 56－1	30 日前		11 号様式	※ 2	○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業（事業場内特定作業）の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、25-4）

振動関係の届出一覧

届出の種類		根拠条文	届出期間	受理書	届出書	添付書類	罰則適用
振動規制法	特定施設設置届	法 6－1	30 日前	必要	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7－1	30 日以内	必要	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	特定施設の使用の方法変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 3	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	法 8－1	30 日前	必要	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内		様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内		様式 7		○
	承継届	法 11－3	30 日以内		様式 8		○
	特定建設作業実施届	法 14－1	7 日前		様式 9		○
県公害防止条例	特定施設設置届	条例 48－1	30 日前	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49－1	30 日以内	必要	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類ごとの数変更届	条例 50－1	30 日前	必要	9 号様式	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	条例 50－1	30 日前	必要	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内		3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内		4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内		5 号様式		
	特定建設作業実施届	条例 56－1	7 日前		11 号様式の 2		○

振動に関しては岐阜県公害防止条例施行規則第 20 条第 2 項に規定する地域が市内には存在しないため、同条例は適用されない（振動規制法のみ該当）。

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、25-4）

3. ごみ処理と手数料の変遷（旧恵那市）

ごみ処理の変遷（旧恵那市）

年月	内容
昭和 41 年 9 月	大井町丸池地内に自然通風固定式のごみ処理施設建設着工（10t/D）
昭和 42 年 1 月	ごみ焼却施設竣工・供用開始
昭和 43 年 4 月	不燃ごみの収集開始（大井町丸池地内の市有地に埋立）
昭和 47 年 3 月 4 月	不燃物収集をステーション方式とする 中津川市に広域処分場「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」完成
昭和 49 年 11 月	長島町久須見地内に機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設着工
昭和 51 年 3 月 4 月	機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設完成（15t/8h×2 基） ごみ焼却施設供用開始（名称：恵那市清掃センター） 指定ごみ袋の導入（可燃物のみ） 武並町藤地内に焼却残渣埋め立てのため最終処分場建設（施設名：恵那市廃棄物最終処分場） 可燃物収集をステーション方式とし、パッカー車収集開始（2 台）
昭和 55 年 4 月	「恵那市廃棄物最終処分場」を遮水シートによる管理型処分場に再整備（翌年完成）
平成 3 年 5 月 7 月 8 月 11 月	恵那市ごみ減量化対策委員の委嘱（19 名） 分別収集モデル地区説明会実施 モデル地区での分別収集実施（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 恵那市ごみ減量化対策委員会中間答申＝不燃物の分別収集を全地域で実施できる体制の確立、各自治会に環境委員の設置
平成 4 年 4 月 平成 4 年 12 月	市内を 3 地区に分けて順次分別収集開始（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 4 月－東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町――（不燃物の資源化率 10.6%） 7 月－長島町（永田川東地区を除く）――（不燃物の資源化率 17.9%） 10 月－長島町永田川東地区・大井町――（不燃物の資源化率 38.5%） 長島町正家地内に不燃物の破碎と金属類の資源化施設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市資源センター）
平成 5 年 3 月 4 月 8 月 12 月	「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」閉鎖 「恵那市資源センター」供用開始（不燃物の資源化率 64.0%） 恵那市ごみ減量化対策委員会最終答申＝ごみの収集処理料金、資源回収団体への奨励金制度の確立、資源センターの建設 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 6 年 7 月	笠置町毛呂窪地内に一般廃棄物最終処分場建設着手、翌年 5 月完成（施設名：恵那市一般廃棄物最終処分場）
平成 7 年 2 月 4 月 6 月 7 月 12 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝ごみ袋の種類、資源回収奨励金制度の設置、生ごみ減量化とぼかしの普及 資源集団回収奨励金の交付開始 「恵那市廃棄物最終処分場」閉鎖 「恵那市一般廃棄物最終処分場」供用開始 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 8 年 7 月 12 月	長島町久須見地内にリサイクルセンター建設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市リサイクルセンター） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝料金改正、容器包装リサイクル法による収集体制
平成 9 年 3 月 4 月 6 月 10 月	「恵那市資源センター」をリサイクルセンターへの移転により閉鎖 「恵那市リサイクルセンター」供用開始 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集をモデル地区にて実施（PET・その他ビン） 飲料用紙パックの拠点回収実施 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集を市内全域にて実施（PET・その他ビン）

年月	内容
平成 10 年 1 月 3 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名） 「恵那市清掃センター」のマルチサイクロン修繕工事を行う（7 月完成）
平成 11 年 4 月	生ごみ処理機補助金交付を開始
平成 12 年 4 月 8 月	恵那市清掃センターにて、紙類の受付開始。 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 13 年 6 月	R D F 処理方式による（仮称）新清掃センター本体工事の着工
平成 14 年 11 月	焼却基準の強化により、恵那市清掃センターの閉鎖
平成 15 年 4 月	「エコセンター恵那」供用開始

手数料の変遷（旧恵那市）

年度	内容	料金
昭和 30 年	し尿汲み取り	1 樽（容量 2 斗）25 円
昭和 33 年	し尿汲み取り 塵芥	1 樽（容量 36ℓ）25 円 半年間に 100 円・200 円・300 円・500 円
昭和 38 年	特級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36ℓ入り容器に 5 杯以上の量 一級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36ℓ入り容器に 4 杯までの量 二級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36ℓ入り容器に 3 杯までの量 三級 一般家庭世帯構成員 6 人以上 三級 一般家庭世帯構成員 5 人以下 し尿汲み取り 犬・猫死体	6 カ月につき 900 円以上 2 万円までの範囲内で市長が該当者と協議の上定めた額 6 カ月につき 700 円 6 カ月につき 500 円 6 カ月につき 300 円 6 カ月につき 200 円 1 桶（36ℓ）につき 36 円 1 頭につき 200 円
昭和 47 年	特級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36ℓ入り容器に 5 杯以上の量 一級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36ℓ入り容器に 4 杯までの量 二級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36ℓ入り容器に 3 杯までの量 三級 一般家庭世帯構成員 6 人以上 三級 一般家庭世帯構成員 5 人以下 し尿汲み取り	6 カ月につき 900 円以上 2 万円までの範囲内において市長の定める額 6 カ月につき 700 円 6 カ月につき 500 円 6 カ月につき 300 円 6 カ月につき 200 円 36ℓにつき 50 円
昭和 51 年	一 一般廃棄物の焼却場持込等の処理 二 産業廃棄物の焼却場持込等の処理 三 一般廃棄物の埋立地持込等の処理 四 産業廃棄物の埋立地持込等の処理 五 市が特定する袋（約 40ℓ入）で収集する一般廃棄物 し尿汲み取り	1 t ごとに（1 回につき）500 円 1 t ごとに（1 回につき）1,500 円 車両 t 数 1 t ごとに（1 回につき）500 円 車両 t 数 1 t ごとに（1 回につき）1,500 円 1 袋につき 5 円 36ℓにつき 100 円
昭和 52 年	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1 袋につき 7 円 1 t ごとに（1 回につき）500 円 1 t ごとに（1 回につき）500 円 36ℓごとに 200 円 1 t ごとに（1 回につき）700 円 1 t ごとに（1 回につき）700 円 1 t ごとに（1 回につき）2,000 円 1 t ごとに（1 回につき）2,000 円
昭和 57 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	36ℓごとに 250 円 1 t ごとに（1 回につき）1,000 円 1 t ごとに（1 回につき）1,000 円 1 t ごとに（1 回につき）3,000 円 1 t ごとに（1 回につき）3,000 円

年度	内容	料金
昭和 58 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 9 円
昭和 59 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 16 円
昭和 61 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓごとに 300 円
昭和 63 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36ℓごとに 350 円
平成 3 年 消費税 3% 上乘せ	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	50 袋につき 820 円 1 t ごとに (1 回につき) 515 円 1 t ごとに (1 回につき) 515 円 18ℓごとに 210 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,030 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,030 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,090 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,090 円
平成 9 年 4 月 消費税 5 % に変更	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 1 t ごとに (1 回につき) 525 円 18ℓごとに 214 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,050 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,150 円
平成 9 年 10 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 500 kg ごとに (1 回につき) 393 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,575 円 1 t ごとに (1 回につき) 7,875 円
平成 16 年 7 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ、不燃物ごみ収集運搬処分 ②処理場持込の処分 (可燃物ごみ、不燃物ごみとも) ③粗大ごみの処理場持込処分 事業系一般廃棄物 処理場持込の処分 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 袋につき、小 30 袋につき 630 円 100kg ごとに (1 回につき) 252 円 100kg ごとに (1 回につき) 252 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,150 円 1 t ごとに (1 回につき) 15,750 円

年度別ごみ排出量（旧恵那市地区）

単位：トン

年度	可 燃 物					不 燃 物										廃乾電池	廃蛍光管	総合計				
	R D F 炭化（H15～）、焼却（～H14）			資源		不燃物（収集後資源と埋立ごみに処理）					分 別 収 集（資 源）								合計			
	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計	紙・布資源化	集団回収	合計	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計	直営収集	直接持込					集団回収	許可業者	小計
S.51	2,580	160		723	3,463				3,463	947				947						0	947	4,410
S.52	2,790	323		838	3,951				3,951	985				985						0	985	4,936
S.53	3,177	320		969	4,466				4,466	1,312				1,312						0	1,312	5,778
S.54	3,230	410		972	4,612				4,612	1,334				1,334						0	1,334	5,946
S.55	3,189	378		944	4,511				4,511	1,311				1,311						0	1,311	5,822
S.56	3,224	323		885	4,432				4,432	1,120	25		146	1,291						0	1,291	5,723
S.57	3,310	425		951	4,686				4,686	1,296	61		141	1,498						0	1,498	6,184
S.58	3,102	443		983	4,528				4,528	1,328	45		140	1,513						0	1,513	6,041
S.59	3,229	346		1,145	4,720				4,720	1,365	45		147	1,557	54					54	1,611	6,331
S.60	3,280	227		1,323	4,830				4,830	1,330	36		152	1,518	166					166	1,684	6,514
S.61	3,477	237		1,437	5,151				5,151	1,366	32		164	1,562	171					171	1,733	6,884
S.62	3,750	399		1,576	5,725				5,725	1,414	61		170	1,645	190					190	1,835	7,560
S.63	4,025	740		1,803	6,568				6,568	1,505	51		188	1,744	103					103	1,847	8,415
H. 1	3,948	815		2,312	7,075				7,075	1,606	68		205	1,879	71					71	1,950	9,025
H. 2	3,966	464		2,708	7,138				7,138	1,619	63		211	1,893	83					83	1,976	9,114
H. 3	4,030	433		2,905	7,368			1,160	8,528	1,446	37		248	1,731	119		39	28	186	1,917	10,445	
H. 4	3,920	350		2,868	7,138			1,346	8,484	1,177	13		253	1,443	311		27	42	380	1,823	10,307	
H. 5	3,961	405		2,904	7,270			1,288	8,558	839	158		109	1,106	418		33	138	589	1,695	10,263	
H. 6	4,175	460		2,658	7,293			1,152	8,445	892	180		105	1,177	462		30	145	637	1,814	10,269	
H. 7	4,270	461		2,671	7,402			1,434	8,836	927	206		97	1,230	452		28	147	627	1,857	10,703	
H. 8	4,479	418		2,697	7,594			1,590	9,184	967	257		117	1,341	359		23	131	513	1,854	11,048	
H. 9	4,625	536		2,720	7,881			1,735	9,616	899	281		99	1,279	437		25	127	589	1,868	11,495	
H.10	4,852	536		2,637	8,025			1,706	9,731	871	301		92	1,264	502		17	132	651	1,915	11,656	
H.11	4,958	576		2,839	8,373			1,746	10,119	993	306		92	1,391	488		17	131	636	2,027	12,156	
H.12	5,053	393		2,961	8,407	7		1,768	10,182	1,022	288		93	1,403	436		12	142	590	1,993	12,185	
H.13	5,386	427		3,056	8,869	13		1,812	10,694	960	174		99	1,233	392		2	14	156	564	1,797	12,501
H.14	5,515	414		3,176	9,105	17		1,836	10,958	1,007	159		111	1,277	414		4	12	125	555	1,832	12,809
H.15	5,579	214		3,163	8,956	33		1,730	10,719	903	87		89	1,079	430	9	3	10	85	537	1,616	12,353
H.16	5,471	247	115	2,958	8,791	66		1,744	10,601	847	122	20	58	1,047	471	12	4	8	89	584	1,631	12,252
H.17	5,487	293	126	3,170	9,076	77		1,626	10,779	614	130	2	33	779	519	13	4	4	87	627	1,406	12,204
H.18	5,491	339	180	3,138	9,148	94		1,642	10,884	611	173	10	31	825	488	14	5	7	79	593	1,418	12,321

年度別ごみ排出量（南部5町地区）

単位：トン

年度	可 燃 物							不 燃 物										廃乾電池	廃蛍光管	総合計						
	可燃物							資源			不燃物（収集後資源と埋立ごみに処理）				燃 物						合計					
	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	し尿汚泥	下水汚泥	小計	紙・布資源化	集団回収	合計	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計	直営収集	直接持込					廃家電	集団回収	許可業者	小計	
H.13	2,762	545	0	482	92	259	4,140		1,134	5,274	210	37	99	2	348	393			31			424	772	9		6,055
H.14	2,928	626	0	539	114	279	4,486		1,006	5,492	212	59	115	18	404	380			28			408	812	9	2	6,315
H.15	3,053	746	1	526	80	299	4,705		1,092	5,797	193	45	113	26	377	342			34			376	753	6	4	6,560
H.16	3,117	657	27	552	107	371	4,831		1,111	5,942	192	39	165	22	418	362		1	36			399	817	5	9	6,773
H.17	3,081	634	5	577	98	464	4,859		1,060	5,919	170	15	57	13	255	341		1	31			373	628	9	5	6,561
H.18	2,890	600	33	661	93	576	4,853		1,097	5,950	136	135	36	30	337	386		7	35			428	765	6	4	6,725